

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月25日

【事業年度】 第64期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社メニコン

【英訳名】 Menicon Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 田中英成

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区葵三丁目21番19号

【電話番号】 052-935-1515 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役 経営統括本部長 渡邊基成

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区葵三丁目21番19号

【電話番号】 052-935-1515 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役 経営統括本部長 渡邊基成

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第60期	第61期	第62期	第63期	第64期
決算年月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月
売上高 (百万円)	72,052	76,672	80,898	84,519	86,209
経常利益 (百万円)	4,036	4,458	5,645	6,554	8,348
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,543	2,657	3,576	4,060	5,952
包括利益 (百万円)	2,353	3,037	3,258	3,802	6,823
純資産額 (百万円)	37,681	40,121	42,549	53,520	60,985
総資産額 (百万円)	72,336	71,706	78,275	87,286	126,731
1株当たり純資産額 (円)	1,072.01	1,138.62	1,205.46	1,414.80	1,565.10
1株当たり当期純利益 (円)	71.75	75.67	101.63	112.25	157.67
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	70.91	74.84	94.30	106.95	154.46
自己資本比率 (%)	52.0	55.9	54.3	61.2	46.7
自己資本利益率 (%)	6.7	6.8	8.7	8.5	10.6
株価収益率 (倍)	23.8	34.9	31.4	43.0	41.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,197	7,857	7,023	8,712	10,628
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,065	900	4,951	7,656	15,629
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	271	4,196	1,825	3,438	28,913
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	10,755	15,484	19,286	16,791	41,120
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用 人員〕 (名)	2,971 〔565〕	3,083 〔582〕	3,264 〔553〕	3,548 〔514〕	3,860 〔539〕

(注) 1. 第61期より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第60期につきましても百万円単位で表示しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は2018年1月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第60期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 当社は「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第62期の期首から適用しており、第61期に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第60期	第61期	第62期	第63期	第64期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	49,674	52,361	55,814	58,999	59,720
経常利益 (百万円)	3,097	4,022	4,554	5,292	5,274
当期純利益 (百万円)	2,220	1,504	3,217	3,294	3,081
資本金 (百万円)	3,379	3,379	3,379	5,396	5,414
発行済株式総数 (株)	18,402,000	36,804,000	36,804,000	38,015,944	38,077,444
純資産額 (百万円)	40,545	41,463	43,811	54,224	58,033
総資産額 (百万円)	68,007	68,344	75,749	80,882	112,630
1株当たり純資産額 (円)	1,154.66	1,177.90	1,242.46	1,434.85	1,488.31
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	38.00 (-)	25.00 (-)	28.00 (-)	28.00 (-)	35.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	62.66	42.86	91.41	91.07	81.61
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	61.93	42.39	84.82	86.79	80.00
自己資本比率 (%)	59.6	60.6	57.8	66.9	49.9
自己資本利益率 (%)	5.4	3.7	7.6	6.7	5.6
株価収益率 (倍)	27.2	61.7	35.0	53.0	80.0
配当性向 (%)	30.3	58.3	30.6	30.7	42.9
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用 人員〕 (名)	1,208 〔31〕	1,259 〔26〕	1,319 〔25〕	1,416 〔26〕	1,512 〔25〕
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	91.2 (114.7)	142.2 (132.9)	172.9 (126.2)	260.6 (114.2)	352.6 (162.3)
最高株価 (円)	4,065	3,530 (6,450)	3,250	5,340	7,820
最低株価 (円)	2,501	2,328 (3,115)	2,363	2,953	4,225

- (注) 1. 第61期より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第60期につきましても百万円単位で表示しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第64期の1株当たり配当金35円には、創業70周年記念配当5円を含んでおります。
4. 当社は2018年1月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第60期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、2018年3月期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。

2 【沿革】

年月	概要
1951年2月	当社創業者である田中恭一が日本初の角膜コンタクトレンズを開発。
1952年7月	当社の前身である日本コンタクトレンズ研究所（個人事業）を開業。
1957年7月	愛知県名古屋市昭和区に日本コンタクトレンズ㈱を設立。
1963年8月	愛知県名古屋市西区へ本社移転。
1965年7月	東洋コンタクトレンズ㈱に商号変更。
1967年11月	ブランド名「メニコン」商標登録。
1977年6月	フランスにMenicon Europe S.A.（現 連結子会社Menicon SAS）を設立。
1982年6月	東洋コンタクトレンズ㈱から販売部門を分離し、愛知県名古屋市中区に㈱メニコン（以下、旧㈱メニコン）設立。
1984年11月	主力工場として岐阜県関市に関工場新設。
1985年5月	わが国で初めて厚生省（現 厚生労働省）より眼内レンズ承認を受け、白内障関連ビジネスを開始。
1986年11月	新たに㈱メニコン（新㈱メニコン）設立。
1987年3月	東洋コンタクトレンズ㈱及び旧㈱メニコンから営業譲渡を受け、新㈱メニコンの営業を開始。
1988年1月	ドイツに現地法人Menicon GmbH（現 連結子会社でMenicon Holdings B.V.子会社）設立。
1992年5月	フランスにケア用品工場Menicon Pharma S.A.（現 連結子会社Menicon Pharma SASでMenicon SAS子会社）設立。
1993年4月	新㈱メニコンと東洋コンタクトレンズ㈱が合併。
1995年10月	愛知県春日井市に総合研究所を新設。
1997年5月	動物用眼内レンズの発売と共に動物用医療ビジネスを開始。
1997年6月	眼科医療機器メーカー㈱ナイツの株式取得。
1997年12月	生産委託先の東洋光学㈱（現 連結子会社㈱メニコンビジネスアシスト）の株式取得。
2001年2月	スペインにMenicon Espana S.L.（現 連結子会社Menicon Ibelia S.L.でMenicon Holdings B.V.子会社）設立。
2001年4月	米国にMenicon America, Inc.を設立。
2001年7月	定額制会員システム「メルスプラン」を開始。
2002年2月	岐阜県各務原市に技術開発施設テクノステーションを新設。
2003年5月	愛知県名古屋市中区に㈱メニワンを設立。
2004年1月	英国にMenicon UK Ltd.（2014年2月に清算済）設立。
2005年4月	愛知県春日井市に春日井工場を新設。
2006年5月	オランダのコンタクトレンズメーカーNKL Holding B.V.の株式取得。それに伴い、NKL Contactlenzen B.V.（現 Menicon B.V.）を子会社化。NKL Holding B.V.の持株会社として、同国にMenicon Holdings B.V.設立。

年月	概要
2006年10月	シンガポールに現地法人Menicon Singapore Pte. Ltd.を設立。
2008年 5月	ハードコンタクトレンズ製造・販売のため、温州医学院との合併事業会社となる温州欣视界科技有限公司を設立。
2009年11月	英国でのコンタクトレンズ製造・販売拠点としてDavid Thomas Contact Lenses Ltd.(現Menicon Limited)の株式取得。
2010年 2月	(株)トーマーの株式取得。同年 4月(株)メニコネクに商号変更。
2010年 2月	(株)ナイツの全株式を(株)西澤電機計器製作所へ譲渡。
2011年 4月	欧州子会社を再編。Menicon Holdings B.V.を統括会社として、Menicon Holdings Europe S.A.S.、Menicon GmbH、Menicon UK Ltd.、Menicon Espana S.L.及びDavid Thomas Contact Lenses Ltd.の株式をMenicon Holdings B.V.へ移転。
2011年 4月	シンガポールでの活動強化のため、現地合併会社Menicon-Mandarin Asia Pte. Ltd.の株式を取得し、Menicon Singapore Sales Pte. Ltd.に商号変更。
2011年11月	薄さ約 1mmのパッケージの 1日使い捨てコンタクトレンズ「Magic」発売。
2012年 1月	Menicon Holdings Europe S.A.S.の商号をMenicon SASに変更。
2012年 1月	(株)ダブリュ・アイ・システムの株式取得。
2013年 6月	オーストラリアでの販売活動強化のため、同国での当社ディストリビューターMenitec Pty Ltd の株式を取得。同年 7月商号をMenicon Australia Pty Ltd に変更。
2013年 6月	メルスプラン累計会員数が100万人に到達。
2014年 3月	NKL Contactlenzen B.V.とNKL Holding B.V.を統合。
2014年 5月	アジア諸国における事業領域の拡大を図るため、韓国にMenicon Korea Co., Ltd.を設立。
2014年 7月	サークルレンズ「2 WEEKメニコン Rei」発売。
2015年 3月	1日使い捨てコンタクトレンズの製造工場として岐阜県各務原市に各務原工場を新設。
2015年 6月	東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に株式上場。
2015年10月	富士コンタクト(株)の株式取得。
2015年12月	遠近両用コンタクトレンズ「2 WEEKメニコン プレミオ 遠近両用」発売。
2016年 6月	(株)アルファコーポレーションの株式取得。
2016年11月	(株)エーアイビーの株式取得。
2016年12月	シリコーンハイドロゲル素材の 1日使い捨てコンタクトレンズ「1 DAYメニコン プレミオ」発売。
2017年 5月	ハードコンタクトレンズ「メニコンローズK」発売。
2018年 9月	シリコーンハイドロゲル素材の 1日使い捨て乱視用コンタクトレンズ「1 DAYメニコン プレミオ トーリック」発売。
2018年11月	3ヵ月交換コンタクトレンズ「フォーシーズン」発売。
2018年12月	1日使い捨てコンタクトレンズ製造工場である各務原工場の増設工事開始。 2週間交換コンタクトレンズ「2 WEEKメニコン プレミオ 遠近両用 トーリック」発売。
2019年 4月	オルソケラトロジーレンズ「メニコンオルソK」発売。
2019年 5月	近視進行抑制用オルソケラトロジーレンズ「Menicon Bloom Night」CEマーク認証取得。

年月	概要
2019年10月	SOLEKO S.p.A.の株式取得。
2019年11月	3ヵ月交換コンタクトレンズ「フォーシーズン パイフォーカル」発売。 オルソケラトロジーレンズ「Menicon Z Night」米国FDA承認取得。
2020年3月	1日使い捨てコンタクトレンズ「Magic toric」発売。 1日使い捨てコンタクトレンズ製造工場である各務原工場の増床工事完了。
2020年6月	温州欣視界科技有限公司の株式を追加取得し、完全子会社化。
2020年9月	1日使い捨てサークルレンズ「1DAY FRUTTIE」発売。
2020年10月	(株)ハマノコンタクトの株式取得。
2020年11月	中国でのオルソケラトロジーレンズ製造拠点とするため、阿迺発（無錫）医療科技有限公司を(株)アルファコーポレーションの子会社として設立。
2021年1月	板橋貿易(株)の株式を追加取得し、完全子会社化。
2021年3月	中国市場にて拡大するペット需要に対応するため、美尼旺（上海）寵物保健有限公司を(株)メニワンの子会社として設立。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社32社(他に非連結子会社3社)、持分法適用会社1社(他に持分法を適用しない非連結子会社3社)で構成されており、コンタクトレンズ関連事業とその他事業を主な事業として取り組んでおります。

事業内容及び当社グループの当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

セグメント	主な事業の内容	主な会社名
コンタクトレンズ関連事業	コンタクトレンズ(定額制会員システム「メルスプラン」によるものを含む)及びケア用品等の製造、販売	当社 (株)ダブリュ・アイ・システム (株)メニコンネット 富士コンタクト(株) (株)アルファコーポレーション (株)エーアイピー (株)ハマノコンタクト 板橋貿易(株) Menicon SAS Menicon GmbH Menicon B.V. Menicon Singapore Pte. Ltd. Menicon America, Inc. Menicon Limited SOLEKO S.p.A. 大連板橋医療器械有限公司
その他事業	1. 動物用医療製品等の開発、販売 2. 稲わらの分解促進剤、家畜排泄物の堆肥化促進剤等の開発、販売 3. 生殖補助医療及び先端医療分野の製品開発、販売 4. 人材派遣 5. 農水産物の販売及び輸出入	当社 (株)メニワン (株)メニコンビジネスアシスト 板橋貿易(株) 上海開眼商貿有限公司

イ) コンタクトレンズ関連事業

コンタクトレンズ関連事業にはコンタクトレンズ分野とケア用品分野があります。コンタクトレンズ分野において当社創業者である田中恭一が1951年に日本初の角膜コンタクトレンズを開発して以来、当社は常に新素材・新デザインの開発、製造技術の向上、生産・品質管理体制の整備を進め、業界をリードしております。現在、ハードコンタクトレンズ、ソフトコンタクトレンズに加え、成長カテゴリーであるディスポーザブルコンタクトレンズとして1日使い捨て、2週間交換、1ヵ月交換タイプを製造・販売しております。また、当社独自の特徴として、2001年7月に業界初の定額制会員システム「メルスプラン」を導入し、134万人の会員を有しております(2021年3月末現在)。メルスプラン(Menicon Eye Life Support Plan)とは、入会金と定額の月会費を支払うことで、紛失・破損・度数変更時の保証などを受けられ、常に安全かつ自身の目に最適なコンタクトレンズの装用を続けることが可能になるサービスです。メニコン直営店を含む、全国1,677のメルスプランに加盟しているコンタクトレンズ店など(以下、加盟施設という。)でサービスを実施しております(2021年3月末現在)。加盟施設にとっては顧客へのコンタクトレンズ提供に伴い定期的な眼科受診を推奨でき、顧客の固定化、価格競争にとられない付加価値の提供が可能になるというメリットがあります。また、当社直営店である「Menicon Miru」と当社グループのコンタクトレンズ販売会社である株式会社ダブリュ・アイ・システム「エースコンタクト」、富士コンタクト株式会社「富士コンタクト」、株式会社エーアイピー「シティコンタクト」においては、一貫したサービスを展開する販売網として「Miru」ブランドを掲げることで全国への浸透を図っております。当期は大阪市の中心部においてコンタクトレンズ専門店を3店舗運営する株式会社ハマノコンタクトを完全子会社化し、関西エリアの販売基盤がより一層強固になりました。これらの販売網を活かし、メルスプラン会員の更なる獲得を目指してまいります。

成長カテゴリーであるディスポーザブルコンタクトレンズにつきましては、若年層の需要に応えるため、瞳を大きく印象付けることが出来る1日使い捨てサークルレンズ「1DAY FRUTTIE 30枚入り」を発売いたしました。同商品は、カラーコンタクトレンズが使い捨てコンタクトレンズ市場の50%を占める中国市場においても導入しております。また、カラーコンタクト・サークルレンズ使用者の身近なチャネルである国内大手通販サイトにおいて、同商品の「10枚入り」を発売いたしました。今後も新たな成長機会を獲得するため、当社の研究体制・開発力を活用し、引き続き新製品導入に取り組み、国内の安定した事業基盤、ビジネスモデルを後ろ盾に、海外市場への展開にも積極的に取り組んでまいります。

ケア用品分野では、コンタクトレンズ用ケア用品の開発、製造及び販売を行っております。ケア用品とは、コンタクトレンズを洗浄、消毒、保存する液剤であり、当社グループはハードコンタクトレンズ用ケア用品とソフトコンタクトレンズ用ケア用品の両方を販売チャネルに応じた戦略を用いて市場展開しております。メルスプラン会員向けには会員価格でのケア用品宅配サービスを提供することで当社グループ純正品の使用を促し、ドラッグストアなどの小売販売チャネルにおいては数量を多くしたバンドルパックなどの価格競争力のある商品や、カラーコンタクトレンズ用ケア用品などのドラッグストア専用商品を販売することでシェアの確保、拡大に努めております。今後も総合コンタクトレンズメーカーとしての強みを発揮し、それぞれのコンタクトレンズに最適なケア用品の開発、販売を行ってまいります。

また、海外では新規販売先の獲得やM&Aによる販売網の強化、物流機能の整備等、事業拡大を進めてまいりました。欧州では新たな大手量販得意先との取引を開始した他、拡大するディスポーザブルコンタクトレンズ販売の流通を支えるべく、ドイツにおいてロジスティクスセンター機能の移転・拡張を実施し、サプライチェーンの強化を進めました。また、近視進行抑制用のハードタイプのオルソケラトロロジーレンズ「Menicon Bloom Night」や1日使い捨てコンタクトレンズ「Menicon Bloom Day」といった商品ラインアップの拡充を図りました。北米では今後の成長に向けて、大手小売チェーンに対してプライベートブランドの1日使い捨てコンタクトレンズを供給するための準備を整えた他、新型コロナウイルス感染症による移動制限への対応としてコンタクトレンズケア用品のオンライン上での販売強化を図りました。アジアでは中国において引き続きオルソケラトロロジーレンズやコンタクトレンズケア用品の販売が堅調に推移しています。販売面においては、中国国内の販売力の強化を主目的に2021年1月に大連板橋医療器械有限公司を含む板橋貿易グループを完全子会社化し、今後の市場拡大への販売網を獲得した他、生産面においては、オルソケラトロロジーレンズの将来の更なる需要拡大に応えるべく株式会社アルファコーポレーションの新工場として中国国内に新たな現地法人を設立し、稼働準備を進めました。

ロ) その他事業

その他事業は、動物用医療製品などの開発、販売(動物医療事業)、稲わらの分解促進剤、家畜排泄物の堆肥化促進剤などの開発、販売(環境バイオ事業)、生殖補助医療及び先端医療分野の製品開発、販売(ライフサイエンス事業)、人材派遣、農水産物の販売及び輸出入などを行っております。

動物医療事業では、コンタクトレンズ開発で培った技術を動物の眼科医療に応用しております。1997年に日本で初めての動物用眼内レンズを発売した後も、獣医師と共同での治療用器具やサプリメントの開発、動物眼科医療の環境作りのためのセミナーの開催など、動物眼科医療の発展のために様々な活動を行っております。当期においては商品開発に注力し、検眼器具の「アイリスベットlight」及び眼底カメラの「クリアビュー2」の発売をいたしました。

環境バイオ事業では、コンタクトレンズ、ケア用品の開発で培った技術を、環境事業分野に活用しております。具体的には当社ケア用品開発の中で発見した酵素を基に開発した、稲わら分解剤「アグリ革命」など、当社グループ独自の学術的な研究開発アプローチで、高品質な製品作りを実現しております。当期は家畜臭向け消臭剤「resQデオマスター」の販売で売上を伸ばしました。

ライフサイエンス事業では、コンタクトレンズの製造を通して人々の見える喜びに貢献してきたこと、これまで培ってきたものづくりの精神を基盤に、世の中のニーズに合わせた製品を生み出していこうと考えております。具体的には妊活をサポートするサプリメント「プレグナ」シリーズ及び「ルナリズムラクトフェリン」、ライフケアをサポートする「めにサプリ」シリーズなど多様な製品の販売に注力しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱メニコネク (注)2	愛知県名古屋市西区	百万円 80	コンタクトレン ズ関連事業	100.0	当社コンタクトレンズ等の 製造・開発・販売をして おります。 役員の兼任 2名
㈱メニコンビジネスアシスト	愛知県名古屋市東区	百万円 95	その他事業	100.0	当社への人材派遣・業務受 託を行っております。 役員の兼任 2名
Menicon SAS (注)2	フランス・パリ	ユーロ 12,523,900	コンタクトレン ズ関連事業	100.0 (100.0)	当社コンタクトレンズ等を 製造・販売しております。 役員の兼任 2名
Menicon GmbH (注)2 (注)6	ドイツ・フランクフル ト	ユーロ 4,090,335	コンタクトレン ズ関連事業	100.0 (100.0)	当社コンタクトレンズ等の 販売及び物流センターの管 理運営をしております。 役員の兼任 2名
Menicon Pharma SAS (注)2	フランス・ストラス ブール	ユーロ 11,650,000	コンタクトレン ズ関連事業	100.0 (100.0)	当社ケア用品等を製造して おります。 役員の兼任 2名
Menicon Ibelia S.L. (注)7	スペイン・バルセロナ	ユーロ 150,000	コンタクトレン ズ関連事業	100.0 (100.0)	当社コンタクトレンズ等を 販売しております。 役員の兼任 1名
Menicon Holdings B.V. (注)2	オランダ・エメン	ユーロ 4,225,000	コンタクトレン ズ関連事業	100.0	子会社グループの統括管理 を行っております。 役員の兼任 2名
Menicon America, Inc.	米国・マサチューセッ ツ州	米ドル 1,100,000	コンタクトレン ズ関連事業	100.0	当社コンタクトレンズ等を 販売しております。 役員の兼任 2名
Menicon Singapore Sales Pte. Ltd.	シンガポール	シンガポールド ル 3,920,000	コンタクトレン ズ関連事業	100.0	当社コンタクトレンズ等を 販売しております。 役員の兼任 2名
Menicon Limited	英国・ノーザンプトン	英ポンド 1,250	コンタクトレン ズ関連事業	100.0 (100.0)	コンタクトレンズ等を製 造・販売しております。 役員の兼任 2名
Menicon Singapore Pte. Ltd. (注)2	シンガポール	百万円 7,766	コンタクトレン ズ関連事業	100.0	当社コンタクトレンズ等を 製造しております。 役員の兼任 3名
㈱ダブリュ・アイ・システ ム (注)5	東京都豊島区	百万円 308	コンタクトレン ズ関連事業	100.0	当社コンタクトレンズ等を 販売しております。 役員の兼任 2名
Menicon B.V.	オランダ・エメン	ユーロ 18,200	コンタクトレン ズ関連事業	100.0 (100.0)	コンタクトレンズ等を製 造・販売しております。 役員の兼任 2名
㈱メニワン	愛知県名古屋市西区	百万円 50	その他事業	100.0	動物用医療用品等を販売し ております。 役員の兼任 2名

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
Menicon Australia Pty Ltd	オーストラリア・アデレード	オーストラリアドル 3	コンタクトレンズ関連事業	100.0	当社コンタクトレンズ等を販売しております。 役員の兼任 1名
Menicon Korea Co., Ltd.	韓国・ソウル	ウォン 1,850,000,000	コンタクトレンズ関連事業	100.0	当社コンタクトレンズ等を販売しております。 役員の兼任 1名
富士コンタクト(株)	東京都豊島区	百万円 47	コンタクトレンズ関連事業	100.0	当社コンタクトレンズ等を販売しております。 役員の兼任 2名
(株)アルファコーポレーション	愛知県名古屋市中区	百万円 90	コンタクトレンズ関連事業	100.0	コンタクトレンズ等を製造・販売しております。 役員の兼任 2名
(株)エーアイピー	福岡県福岡市西区	百万円 10	コンタクトレンズ関連事業	98.7	当社コンタクトレンズ等を販売しております。 役員の兼任 2名
SOLEKO S.p.A.	イタリア・ポンテコルヴォ	ユーロ 550,000	コンタクトレンズ関連事業	100.0 (100.0)	コンタクトレンズ等を製造・販売しております。 役員の兼任 3名
温州欣視界科技有限公司	中国・浙江省	元 8,372,704	コンタクトレンズ関連事業	100.0	コンタクトレンズ等を製造・販売しております。 役員の兼任 2名
(株)ハマノコンタクト	大阪府大阪市北区	百万円 11	コンタクトレンズ関連事業	100.0	当社コンタクトレンズ等を販売しております。 役員の兼任 2名
阿迦発(無錫)医療科技有限公司	中国・江蘇省	元 12,613,400	コンタクトレンズ関連事業	100.0 (100.0)	コンタクトレンズ等の製造に向け準備しております。 役員の兼任 1名
板橋貿易(株)	東京都中央区	百万円 10	コンタクトレンズ関連事業 その他事業	100.0	医療用機械器具や農水産物の販売及び輸出入事業をしております。 役員の兼任 2名
大連板橋医療器械有限公司	中国・遼寧省	元 2,000,000	コンタクトレンズ関連事業	100.0 (100.0)	医療用機械器具の販売及び輸出入事業をしております。
上海開眼商貿有限公司	中国・上海市	元 3,119,838	その他事業	100.0 (100.0)	農水産物の販売及び輸出入事業をしております。
美尼旺(上海)寵物保健有限公司	中国・上海市	元 366,265	その他事業	100.0 (100.0)	動物用医療用品等の販売に向け準備しております。
その他5社	-	-	-	-	-

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) Big Picture Medical Pty Ltd	オーストラリア・サ リーヒルズ	オーストラリ アドル 7,950,747	コンタクトレン ズ関連事業	17.9	顧客情報管理プラット フォームを提供しておりま す。 役員の兼任 1名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 特定子会社であります。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 「議決権の所有(被所有)割合」欄の()は間接所有であります。
5. 株式会社ダブリュ・アイ・システムについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- | | | |
|----------|-------|-----------|
| 主要な損益情報等 | 売上高 | 12,704百万円 |
| | 経常利益 | 434百万円 |
| | 当期純利益 | 338百万円 |
| | 純資産額 | 3,930百万円 |
| | 総資産額 | 5,597百万円 |
6. Menicon GmbHは、本有価証券報告書提出日において、本店所在地の登記をフランクフルトからオッフェンバッハに変更が完了しております。
7. Menicon Ibelia S.L.は2020年4月1日にMenicon Espana S.L.より社名変更しております。
8. First Glory Holdings Ltd.は2021年2月5日に登記抹消したことに伴い、連結の範囲から除外しております。但し登記抹消までの損益計算書は連結しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
コンタクトレンズ関連事業	3,332 (525)
その他事業	391 (14)
全社(共通)	137 (0)
合計	3,860 (539)

- (注) 1. 従業員数は当社グループにおける就業人員数であります。また、当社グループから当社グループ外への出向者及び当社グループ外から当社グループへの出向者に該当する者はありません。
2. 従業員数欄に臨時従業員の年間平均雇用人員を()外数で記載しております。また、臨時従業員数にはパートタイマーの従業員を含み、派遣社員は除いております。
3. 全社(共通)は、主に経営統括本部の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,512 (25)	38.46	12.86	5,513

セグメントの名称	従業員数(名)
コンタクトレンズ関連事業	1,281 (24)
その他事業	94 (1)
全社(共通)	137 (0)
合計	1,512 (25)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄に臨時従業員の年間平均雇用人員を()外数で記載しております。また、臨時従業員数にはパートタイマーの従業員を含み、派遣社員は除いております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)は、主に経営統括本部の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社には、従業員の労働条件の向上と健全な労使関係の維持発展を目的として、1966年9月に結成された労働組合(メニコン労働組合)があり、2021年3月31日現在の組合員数は1,066名であります。労使関係については円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

当社グループはこれまでに展開してきた事業の成長戦略を引き続き実施し、更なる飛躍を遂げるために、以下の課題に取り組んでおります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、製品開発から顧客サービスまで一貫した優秀なシステム・体制を構築・維持しながら、社会に役立つ製品とサービスを世界中へ提供し、顧客からの信頼・支持を得ることを目標としております。

当社では、2001年に開始した定額制サービス「メルスプラン」が事業の中核を成しております。メルスプランは、当時まだ世間に定額制という仕組みが浸透していない中、お客様の目の健康を守る為に開発したシステムで、エンドユーザーと販売施設、そしてメーカーである当社がそれぞれ結びつくビジネスモデルです。加盟施設様との連携のもと会員様とコミュニケーションをとり、コンタクトレンズ提供を含めたサービスを提供しており、134万人を超える会員様に支えられております。メルスプランの更なる発展を目指して、事業活動に励んでおります。そして、当社の製品や技術をグローバルに提供していくよう、活動を強化しております。更に、コンタクトレンズの製造で培った技術を応用し、創造的かつ独創的な技術でビジョンケア領域のみならず、ペットライフビジネスや健康/食品ビジネス、環境ビジネスなどの、ライフケア・ヘルスケア領域においても新しい製品やサービスの提供を目指します。

経営理念に掲げている「創造」、「独創」、「挑戦」を継続し、これからも「エンドユーザーファースト」精神のもと、製品やサービスを通じてお客様の目の健康を守ることはもちろん、「人にも動物にも環境にも優しい地球企業」を目指し、グループ一丸となって取り組んでまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、新たに中期経営計画「Vision2030」を策定しました。「新しい「みる」を世界に」をスローガンに掲げ、五感を通じて楽しみや喜びを感じられるような商品やサービスを提供してまいります。Vision2030達成のマイルストーンとして、2026年3月期において連結売上高1,400億円、営業利益率12%、ROE（自己資本利益率）10%を目標として定めております。

(3) 中期的な会社の経営戦略

当社グループは、「Vision2030」の達成のために、自社での一貫した開発、製造、販売体制を活かし、海外売上高の拡大、国内でのメルスプラン会員数の拡大、そして1日使い捨てコンタクトレンズの売上高拡大及びビジョンケア事業に占める売上高比率の拡大に励んでまいります。

(4) 経営環境及び会社の対処すべき課題

1日使い捨てコンタクトレンズを中心としたディスプレイコンタクトレンズがグローバルで継続して拡大基調にあります。また、海外市場では、中国において、睡眠中に装用することにより近視矯正効果を得るオルソケラトロジーレンズの需要が堅調に推移しております。しかし、全世界における競合企業との競争の激化による市場環境の変化も予測されます。

このような経営環境の変化に対応するため、当社グループは以下の施策に取り組むことで事業拡大に努めてまいります。

新製品の開発と生産能力の向上

市場において需要の伸びている、1日使い捨てコンタクトレンズにおいては、様々な顧客ニーズに対応するために、更なる商品ラインアップ拡充が必要であるため、早期の製品開発、導入に取り組んでまいります。

また、安定的に製品を供給し続ける生産体制を構築するため、1日使い捨てコンタクトレンズや、海外での販売が伸びているオルソケラトロジーレンズの生産設備への投資を行い、生産能力の増強を図っております。併せて生産性の向上に取り組み、原価低減を実現してまいります。

メルスプラン会員数の拡大

メルスプランの商品ラインアップを充実させると共に、チャンネルについては直営販売店、当社グループ会社の販売店、メルスプラン加盟施設のネットワークを強化することで、引き続きメルスプラン会員数の拡大を図ります。また、メルスプランを顧客のライフスタイルやニーズにあった、より魅力的なサービスに改善することにより、新規会員の獲得及び会員満足度の向上に取り組んでまいります。

海外事業の拡大

当社グループの更なる発展のためには、海外事業を拡大し、海外売上比率を高めることが不可欠であると考えております。そのため、地域別の市場に応じた営業機能の強化及び物流機能の強化を行い、商品の販売拡大に取り組んでまいります。

特に米国や欧州、中国を中心としたアジアにおいて、地域毎の戦略に基づき販売活動を推進してまいります。

新規事業の拡大

サプリメント販売などのヘルスケア事業、ペットライフ支援や食品販売、環境ビジネスなどのライフケア事業は、視覚以外の五感を通じて楽しみや喜びを提供するための商品やサービスと位置付けております。成長性と収益性を判断しながら、「Vision2030」の達成に向けて長期的な視点で新規事業を育ててまいります。禁煙活動を中心とした健康ビジネスの事業化についても引き続き推進いたします。

また、近年若年層を中心に近視割合が増加していることから、その対応策として近視進行を抑制するための総合的な商品やサービスの提供にも取り組んでまいります。

持続可能な社会の実現に向けた活動の実施

環境やエコに関する取り組みは、経営上の考慮すべき課題と捉え、環境に配慮した商品開発や製造プロセスの構築等に取り組んでまいります。そして、スポーツ・文化事業を通じた、地域住民や社会への貢献にも励んでまいります。また、社員の心身の健康や社員間のコミュニケーション促進を考えた職場環境の整備を通じて業務の生産性と満足度の向上に取り組む等、健康経営を推進してまいります。

ガバナンス体制の充実とコンプライアンスの強化及びリスクへの対応

当社が持続的に成長し、長期的に企業価値を向上していくために、引き続きコーポレート・ガバナンスの向上に取り組んでまいります。また、コンプライアンスの徹底を図ると共に、企業経営に重大な影響を与えられられるリスクを想定してリスクマネジメントすることにより、経営の安定化を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により先行きは不透明であり、感染状況によっては、内外経済がさらに下振れするリスクがあることから予断を許さない状況が続くことが見込まれます。このような状況の中で、当社は高度管理医療機器であるコンタクトレンズを安全に、便利に使っていただけるようメルスプランの推進を中心に事業に励んでまいります。ディスプレイコンタクトレンズのメルスプラン会員向け定期宅配サービス「お届けメルスマタン（ムータン）」のサービス推進や、レンズ内面にふれず取り出すことができ、清潔にご使用いただけるパッケージ「SMART TOUCH（スマートタッチ）」を採用した1日使い捨てコンタクトレンズの拡販に努め、「エンドユーザーファースト」の視点でお客様のアイライフをサポートすべく企業活動を行ってまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した当社グループの事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 競合等の影響について

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

当社グループは昨今売上が伸長しているインターネット販売と比較して、メルスプランは定期的な眼科健診の通知及びコンタクトレンズの管理指導といった安全面での優位性があると考えており、メルスプランを普及させることで安全性を維持した独自のシステム構築に努めてまいります。しかしながら、競合他社による販売価格の引き下げやプロモーション活動の強化などにより競争が激化した場合、当社グループを取り巻く経済情勢及び市場の変化が生じた場合、もしくは当社グループの市場予測が十分でなく、顧客のニーズに合致した製品を適時に提供できなかった場合において、シェアを確保することが困難となり当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

現在、1日使い捨てコンタクトレンズを中心としたディスポーザブルコンタクトレンズがコンタクトレンズ市場を牽引しておりますが、生活スタイルの変化等により顧客のニーズが変わる可能性は今後も十分にあると認識しております。また、コンタクトレンズ市場には多くの同業他社が存在し、各社にて市場調査に基づいた様々なプロモーション活動を実施していることから、他社にシェアを奪われる可能性は常にあるものと認識しております。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、市場環境の変化に迅速に対応できるよう商品開発体制を強化し、時代を先取りした独創的な製品開発に取り組んでおります。また、高品質なサービスと瞳の安全を同時に提供できるメルスプランの営業を更に推進することで顧客流出の防止を目指します。

(2) 法的規制について

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

当社グループの主要製品であるコンタクトレンズは、医薬品医療機器等法において「高度管理医療機器」に該当しており、コンタクトレンズの製造販売業や販売業は許可制、製造業は登録制となっております。このため当社グループでは、医薬品医療機器等法の規定に基づき、第1種医療機器製造販売業、高度管理医療機器等販売業（店舗ごと）の許可及び製造業の登録を受けたうえで、製造・販売を行っております。また、海外においても、それぞれの国における規制への対応を行っております。

製造販売業者においては、医薬品医療機器等法第23条の2の14の規定に基づき、「医療機器等総括製造販売責任者」の設置、また、販売を行う店舗においては、同法第39条の2の規定に基づき、「高度管理医療機器等営業所管理者」の設置が義務付けられております。なお、同法に定める未承認品の出荷を認めてしまう場合、また重大な不具合に対して報告義務を怠った場合など、一定の事由に該当した場合、当該許可等が取り消されることもあります。現時点において、当該許可が取り消しになる事由の発生並びにその認識はしておりません。

今後コンタクトレンズの製造・販売に関して、新たな法的規制が制定された場合、また医薬品医療機器等法が改正された場合などには、新たな対応が必要となる可能性を有しており、このような場合には、新製品開発期間の長期化、開発コストの増大、製造コスト及び設備投資負担の増加などにより、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

当社グループは各国の各種法的規制への対応には万全を期しており、当該リスクが顕在化する可能性は低いものの、万が一、法的規制に抵触した場合には、極めて大きな問題に発展する可能性のある重要リスクであると認識しております。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、商品開発事業部内に専任部署を設け、各国の法的規制の変更等を認識し定期的に報告する場を設けております。また、それらの情報を商品開発事業部内にて共有することで製品開発に反映させ、新製品開発期間の長期化、開発コストの増大、製造コスト及び設備投資負担の増加を抑えるよう努めております。

許認可等の名称	第1種医療機器製造販売業	医薬部外品製造販売業
所管官庁等	愛知県	愛知県
許認可等の内容	高度管理医療機器製造販売業に関する許可	医薬部外品製造販売業に関する許可
取得年月	2018年4月1日	2017年12月1日
有効期限	2023年3月31日 (5年毎の更新)	2022年11月30日 (5年毎の更新)
法令違反の要件及び 主な許認可取消事由	未承認品の出荷を認めてしまう場合、また重大な不具合等に対して報告義務を怠った場合等	未承認品の出荷を認めてしまう場合、また重大な不具合等に対して報告義務を怠った場合等

許認可等の名称	医療機器製造販売	医薬部外品製造販売
所管官庁等	厚生労働省	厚生労働省
許認可等の内容	高度管理医療機器製造販売業に関する承認	医薬部外品製造販売業に関する承認
法令違反の要件及び 主な許認可取消事由	基準適合証の更新ができない場合、効果又は性能を有すると認められない場合、著しく有害な作用を有することにより医療機器として使用価値がない場合等	効果又は性能を有すると認められない場合、著しく有害な作用を有することにより医薬部外品として使用価値がない場合等

許認可等の名称	高度管理医療機器等販売業
所管官庁等	保健所設置市及び特別区
許認可等の内容	医療機器の販売に関する許可
法令違反の要件及び 主な許認可取消事由	無許可販売や保健衛生上の危険を生ずるおそれがある販売行為、医療行為があった場合等

(注)医療機器製造販売及び医薬部外品製造販売については製品ごとに承認を取得し、高度管理医療機器等販売業については事業所ごとに許可を取得するため、取得年月及び有効期限の記載を省略しております。

(3) 海外での事業展開について

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

当社グループは、欧州、北米、アジアにおいてコンタクトレンズ及びケア用品事業を展開しております。今後、国内コンタクトレンズ及びケア用品市場において少子高齢化の進行などにより新規顧客の獲得が難しくなる中で、当社グループが事業の成長性を確保するために海外市場の開拓は重要であると考えております。かかる見地から、当社グループは海外への事業展開により売上高の増大を図りますが、こうした取組みにもかかわらず、海外市場の変化、海外における競合の状況及び新製品開発の時期などによっては、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

海外市場では国内市場よりも同業他社との競争が激化しており、当該リスクが顕在化する可能性は常にあるものと認識しております。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、海外統括本部にて各現地法人の販売力強化や営業体制整備を継続的に実施し、それぞれの国や地域に合わせて当社の優位性を活かしながら商品の拡販に取り組んでまいります。

(4) 製造物責任について

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

当社グループの主要製品であるコンタクトレンズは、眼に直接触れるという製品上の特性を持つため、眼に障害が発生する可能性があります。当社グループは厳しい品質管理基準の下で、販売を行う各国の要請する様々な安全基準に準拠した上で、製品の開発・製造・販売を行っておりますが、将来にわたり製品に不備があったことが原因で訴訟等の事態に発展した場合、損害賠償金の支払や社会的信頼の喪失等、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生する可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

当社グループは品質管理体制には万全を期しており、当該リスクが顕在化する可能性は低いものの、万が一、製品の不備等が発生した場合には、極めて大きな問題に発展する可能性のある重要なリスクであると認識しております。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、品質保証に関する監査を定期的実施し、品質マネジメントシステムを適切な状態に維持することで、当社製品の安全性・品質の維持、向上を図っております。

(5) 知的財産権について

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

当社グループが事業を優位に展開する上で、知的財産権は重要な役割を果たしていると考えております。当社グループは保有する知的財産権について適切な保護及び管理を行っておりますが、第三者が当社グループの技術などを使用し、市場において当社グループの競争力に悪影響を与える可能性があります。また、当社グループは第三者の知的財産権を侵害しないように留意し、調査を行っておりますが、万が一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害してしまった場合には、対価の支払や損害賠償請求の訴訟など、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生する可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

第三者が当社グループの技術などを使用する可能性は常にあるものと認識しております。また、当社グループは第三者の知的財産権を侵害しないよう細心の注意を払っておりますが、万が一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害してしまった場合には、極めて大きな問題に発展する可能性のある重要なリスクであると認識しております。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、自社製品に関する特許を取得することで第三者による侵害を防いでおります。また、社内に知的財産権の専任担当者設置や顧問弁護士との連携を行える体制をとっております。

(6) 情報漏洩について

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

当社グループでは、製品、販売及び個人情報等の情報をコンピュータにより管理しており、システム上のトラブルなど、万が一の場合に備えて保守・保全の対策を講じるとともに、情報管理体制の徹底に努めております。

しかしながら、システムの脆弱性を利用した外部からの攻撃、不正アクセスやコンピュータウイルス感染などによって情報漏洩が発生した場合には、顧客及び取引先からの損害賠償請求の対象となり、また当該事案に対応するための費用を要する可能性があるほか、当社グループの社会的信用に大きく影響を及ぼす可能性があり、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、事業買収等により取得した子会社等を含め、国内外に多数のグループ会社を有しておりますが、かかるグループ会社等に対し、適切なグループガバナンスが及ばず、又は、システム・セキュリティを含む様々なリスクに対するモニタリングやコントロールが十分に及ばないなど、リスクマネジメントが適切に機能しない場合には、当社グループの事業運営や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

当社グループにおいて情報管理体制には万全を期しており、当該リスクが顕在化する可能性は低いものの、万が一、情報漏洩が発生した場合には、極めて大きな問題に発展する可能性のある重要なリスクであると認識しております。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、メニコングループ情報セキュリティ方針を定めて周知徹底し、子会社においても当社と同等の情報セキュリティ管理規程の整備を行っております。

(7) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響について

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、感染拡大防止のための外出自粛による消費者の行動範囲・機会が縮小し、需要に影響を与えることが見込まれます。今後、感染拡大が国内及び海外主要各国において収束に向かわず拡大が長期間に渡り続いた場合は当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

新型コロナウイルス感染症の拡大と収束の見通しが先行き不透明な状況であるため、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を合理的に予見することが困難であります。当社グループは感染拡大防止の取組みとして、企画や管理の業務を行うスタッフは引き続きテレワーク勤務の実施や時差出勤及び交代出勤による対応を取っております。

(8) 減損について

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

固定資産の評価につきまして、当社グループは「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。当社グループが保有している固定資産及び買収によって発生したのれんにつきまして、事業収益の著しい低下などに伴い回収可能価額が大きく下落し帳簿価額を下回った場合、減損損失の計上の必要があります。その場合、当社グループの財政状態及び経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

当社グループは製造及び販売を行っているため、当社及び子会社においてコンタクトレンズ等の製造工場や生産ライン、販売店舗等の固定資産を保有する必要があります。また、事業拡大を目的とした企業買収により のれんを計上することもあり、当該リスクが顕在化する可能性は相応にあるものと認識しております。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、回収可能価額を每期評価することで事業計画との乖離状況を把握し、必要に応じて事業計画の見直し等を実施することとしております。

(9) 顧客の嗜好変化等について

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

当社グループは多様化する消費者のニーズに対応するため、ハードコンタクトレンズ、ソフトコンタクトレンズ、ディスプレイブルコンタクトレンズ、さらには新製品の開発と幅広いラインアップで消費者のニーズと眼の形状、健康に合わせた製品を提供しております。しかし、当社グループのシェアが高いハードコンタクトレンズからの急激な消費者嗜好の変化、及び当社グループが想定していない市場の変化が生じた場合、コンタクトレンズ関連事業の売上が計画通りに伸びない可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

生活スタイルの変化等により顧客のニーズが変わることで、当該リスクが顕在化する可能性は常にあるものと認識しております。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、市場環境の変化に迅速に対応できるよう商品開発体制を強化し、時代を先取りした独創的な製品開発に取り組んでおります。

(10) 製品売上構成の変化について

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

コンタクトレンズ市場においてはハードコンタクトレンズ及びソフトコンタクトレンズが縮小傾向である一方、ディスポーザブルコンタクトレンズの装用人口の増加が市場全体を牽引しております。当社グループはこのディスポーザブルコンタクトレンズの成長機会の獲得に向け、自社製造の1日使い捨てコンタクトレンズ「Magic」、「1 DAYメニコン プレミオ」、サークルレンズ「2 WEEKメニコン Rei」などの製品展開を進めており、今後も引き続き重点的に販売促進活動に取り組んでまいります。ディスポーザブルコンタクトレンズは創業以来製造してきたハードコンタクトレンズなどに比して原価率が高いですが、生産数量の増加等により製造原価を低減させていく方針です。しかしながら、製造原価の低減が上手くいかず、当社グループ全体の原価率が上昇した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

1日使い捨てコンタクトレンズを中心としたディスポーザブルコンタクトレンズの需要が世界的に拡大しており、当社としてもこの分野に注力していきディスポーザブルコンタクトレンズの売上構成比を上昇させていくため、当該リスクが顕在化する可能性は相応にあるものと認識しております。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、1日使い捨てコンタクトレンズ製造工場である各務原工場の建屋増床等、生産拠点を集中させることで製造の効率化を図り、製造原価を低減させてまいります。

(11) インターネット販売の増加について

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

コンタクトレンズ販売店舗と競合するインターネット上でのコンタクトレンズ販売高が増加している中、当社グループはメルスプラン会員向けの定期宅配サービスや専用Webサイトによるサービスの実施を対抗策として打ち出しております。しかしながら、インターネット販売の動向によっては店舗販売における新規顧客の獲得が困難になる可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

コンタクトレンズをインターネット販売にて購入する顧客は一定程度存在しているため、当該リスクが顕在化する可能性は常にあるものと認識しております。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、ディスポーザブルコンタクトレンズのメルスプラン会員向け定期宅配サービス「お届けメルスマutan(ムータン)」のサービス推進により、新規顧客に対してもメルスプランによって利便性を訴求してまいります。

(12) 資金調達に関するリスクについて

金利変動リスクについて

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

当社グループは設備投資に関する資金及び運転資金を社債発行又は金融機関からの借入等により調達しております。資金調達につきましては固定金利での社債発行又は長期借入を主とすること等により短期的な金利上昇リスクへの対応を図っておりますが、金利上昇は支払利息の増加を招き利益を圧迫する要因となるため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

金融政策の動向・経済情勢等により市場金利が上昇する可能性は常にあるものと認識しております。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、複数の金融機関と交渉し最適な条件で借入等を実行しております。また、当社は2020年5月に株式会社格付投資情報センター（R&I）より発行体格付「A-」（安定的）を取得しており、今後は社債市場からの資金調達も含めた多様な資金調達手法を検討しリスク分散に努めてまいります。

転換社債型新株予約権付社債の償還リスクについて

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

当社は2021年1月29日に2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます）（額面総額230億円）を発行しております。当社株価が今後様々な要因から転換価額を下回る水準で推移する等により、本新株予約権付社債の株式への転換が進まなかった場合には、満期（2025年1月29日）において残存する本新株予約権付社債につき額面での一括償還が必要となり、他の手法を含めた資金調達によるリファイナンス等の対応が必要となる可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

株価は様々な要因により変動することから、当該リスクが顕在化する可能性は相応にあるものと認識しています。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、償還が発生した場合に備え、資金調達の多様化に努めてまいります。

(13) 為替変動リスクについて

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

当社グループは海外事業展開を進めており、日本円以外の通貨を用いて販売及び仕入取引を行っております。為替リスク低減を目的とした為替予約の実行など対応策を講じておりますが、前年度と比較して急激な為替レートの変動が起こった場合は外貨建て売上高及び仕入高を日本円に換算する際に増減するため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

当社グループは海外への事業展開により売上高の増大を図ることから、当該リスクが顕在化する可能性は常にあるものと認識しております。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、外貨建取引について為替予約の実行や、日本国外においては現地通貨ではなく米ドルやユーロ等の主要通貨を決済通貨とすること等で相対的に為替変動を抑えるよう努めております。

(14) 将来販売計画変更リスクについて

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

当社グループは一部のコンタクトレンズを製造する上で特殊技術を第三者より譲り受けており、その対価として一定期間に渡りロイヤリティを支払う旨の契約を締結しております。同契約の中でロイヤリティは特殊技術を用いた製品の販売高に一定率を乗じた金額を支払う内容になっており、当社グループは毎期上記に基づいて算定されたロイヤリティを支払うとともに毎期末同製品の将来販売高に基づいたロイヤリティの金額を算定し未払金として計上しております。

しかしながら、もし何らかの理由により将来の販売計画に変更が生じた場合は、既に計上している未払金の金額を見直す必要が生じるため、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

当社グループは上述のコンタクトレンズを今後も販売していくことから、当該リスクが顕在化する可能性は相応にあるものと認識しております。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、同製品の販売計画の精度を向上させ、既に計上している未払金の金額から大きく乖離しないように努めることで当該リスクを軽減することができるものと認識しております。

(15) 棚卸資産の収益性低下のリスクについて

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

当社グループ製品には有効期限を設定しており、製品により違いはありますが有効期限日の一定期間前を過ぎた製品は出荷せず廃棄しております。そのため、当社グループを取り巻く市場環境の急変及び販売見込みの相違などの理由で滞留在庫を抱えた場合、もしくは販売価額が大幅に下落した場合は棚卸資産評価損を計上しなければならないため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

当社グループ製品を販売するためにはある程度の在庫を保有する必要があることから、当該リスクが顕在化する可能性は相応にあるものと認識しております。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、販売計画の精度向上を図り、その販売計画に基づいた生産を行うことで適正な在庫となるよう努めております。

(16) 研究開発について

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

近年は研究開発の面においても競合他社との競争が激化しており、研究開発戦略及び特許戦略の重要性が高まりつつあります。こうした状況においてコンタクトレンズ業界は研究開発のスピードが直接的に企業競争力へ影響する構造となっており、当社グループはいち早い製品化が全事業共通の重要な経営課題と認識しております。したがって、今後は個別の開発テーマに注力するだけでなく、研究開発プロセスそのものの抜本的な見直しが必要と考えられており、開発マネジメントシステムの迅速化、外部技術導入の積極化を図っていく方針であります。しかしながら、コンタクトレンズの開発においては、基礎研究から臨床試験、実用化まで医薬品と同程度に長期の時間を必要とするため、研究開発投資で想定した成果を得られない場合には当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

コンタクトレンズの製品間の競争は激しく、当該リスクが顕在化する可能性は相応にあるものと認識しております。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、研究開発プロセスの中で安全性及び有効性の確認だけでなく、市場調査等により開発する製品の競争力の確認に努めております。

(17) コンタクトレンズの販売に関する規制などについて

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

コンタクトレンズの販売態様

コンタクトレンズの販売について医師による処方箋の発行は法律上必要とされておりませんが、当社グループは、顧客の眼への安全性を重視して医師が発行する処方箋に基づき、顧客の眼の健康状態に適したコンタクトレンズを販売するものとしております。そのため、当社グループは、コンタクトレンズ販売店近隣に位置する眼科診療所を運営する医師又は医療法人と提携し、顧客が当該眼科診療所において医師の診療を受けた上で発行される処方箋に基づき、コンタクトレンズの販売を行っております。

しかしながら、万一、当該眼科診療所の医師において医療ミスが生じた場合、当社グループの信用が低下し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、コンタクトレンズ販売店の出店に応じて、提携先の医師又は医療法人に対して眼科診療所の開設を誘致する場合があります。しかしながら、眼科診療所の開設を誘致できない場合又は開設後に何らかの理由により眼科診療所の運営が終了した場合には、当社グループの出店計画や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

医行為の禁止

コンタクトレンズを使用させるために行う検眼、処方箋の発行及び装用の指導などは、厚生省（現 厚生労働省）医務局長通知によれば、医行為と解釈されており、医師法第17条の規定に基づく医師でなければできない行為とされており、当社グループは、自ら医行為の提供は行わず、専ら医師が発行した処方箋に基づきコンタクトレンズを販売するものとしております。

なお、当社グループでは、従業員を提携先の医師又は医療法人が運営する眼科診療所に出向させており、当該従業員が受付業務等の医行為以外の事務業務を行うことがあります。当社グループは、当該出向に係る契約上において当社グループの従業員が医行為を行わないことを明示しており、また、各従業員に対する研修において医行為を行わないよう周知徹底させております。

しかしながら、今後、法令、諸規則の改正やその解釈の変更により、上記事務業務が医行為に該当する可能性が生じ、当社グループにおいて何らかの対応を講じる必要が生じた場合、事業運営や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

非営利性の確保

医療法の規定により、医行為を提供する医師又は医療法人の経営上の独立性や非営利性の確保が必要となります。

なお、当社グループは、提携先である医師又は医療法人に対し、顧客に対するコンタクトレンズの正しい使用方法の指導、使用に伴う健康異常に関する注意事項の説明及び当社グループの従業員に対して患者に生じる健康異常などに関する対応の指導などの業務を委託しております。また、提携先の医師又は医療法人に対して眼科診療所を開設する場合等に要する資金の貸付、眼科診療所に対する当社グループの従業員の派遣出向、個人で眼科診療所を運営する医師に対して当社グループの会員プランの紹介を患者に対して行うことを委託しております。その上で、当該患者が会員となった場合などに当社グループが当該医師に一定手数料を支払うなどの取引を行っております。

当社グループにおいては、法令及び保健所の指導等に基づき眼科診療所と良好な関係を築いており、現状の眼科診療所との関係について法令上の疑義が及ぶことはないものと認識しております。しかしながら、今後、法令、諸規則改正やその解釈の変更により、当社グループと眼科診療所を運営する医師又は医療法人の関係において何らかの対応を講じる必要が生じた場合、事業運営や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

コンタクトレンズを安全にご使用いただくため、眼科診療所の医師の診療を受けた上で発行される処方箋に基づき、コンタクトレンズの販売を行っております。当社グループは法令、諸規則への対応には万全を期しており、当該リスクが顕在化する可能性は低いものの、万が一、法令や諸規則に違反した場合には、極めて大きな問題に発展する可能性のある重要なリスクであると認識しております。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、法令、諸規則に関する課題や経営に影響を与えるようなリスクに対して、執行役、品質保証部門、監査部門、法務部門、営業部門、開発部門等が横断的に対策を協議する委員会を定期的に開催しております。また、メーカーとして、コンタクトレンズに関する適切な情報提供を行う等、眼科診療所との良好な関係を築くよう努めております。

(18) 新規事業について

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

当社グループは、その他事業の動物医療事業、環境バイオ事業及びライフサイエンス事業において、優位性、独自性のある技術、ノウハウを核とした事業モデルを構築し、新しい市場を創造することを目的としております。今後においても、既存製品の事業規模の拡大を図るとともに、新たな製品の開発を進めることによりこれからの新規事業を安定的に拡大発展させ、当社グループの第2の事業基盤とする方針であります。しかしながら、必ずしも当社グループが順調な事業拡大を果たせるとはいえず、一定の研究開発やビジネス試行を行った後に、これらの新規事業の業績を伸ばせずに事業縮小や撤退を決断した場合、当社グループの事業運営や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

当社グループは第2の事業基盤として今後も新規事業拡大のために投資を行っていくため、当該リスクが顕在化する可能性は相応にあるものと認識しております。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、社内で定めている撤退基準に基づいて事業縮小や撤退の決断を行ってまいります。

(19) 急激な物価上昇について

- ・リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容等

当社グループの主要なサービスであるメルスプランは定額制の会員システムであるため、メルスプランを普及させることで、顧客の固定化及び安定したキャッシュ・フローの創出が可能となります。当社グループは、メルスプランの拡大を重要課題のひとつと位置付け、メルスプラン会員数の更なる増加を図る方針であります。しかしながら、今後急激な物価上昇が進行した場合、メルスプラン会員から受領する月会費は予め一定額と定められていることから速やかな価格転嫁は困難であるため、急激な物価上昇に起因する仕入原価の上昇などを吸収することができず、当社グループの事業運営や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対策等

メルスプランは定額制であるため、速やかな月会費への価格転嫁が困難であることから、当該リスクが顕在化する可能性は常にあるものと認識しております。当社グループはこれらのリスク低減を図るため、常に経済動向を分析し、またコンタクトレンズ市場でのマーケティング調査を実施することで価格変動の把握に努めており、将来の変動予測についても実施しております。これらの分析を踏まえて、新製品の導入時には合理的な価格設定をしております。併せて、需要に合わせた製品の統廃合による効率化を図ることで価格変動に対するリスク軽減を行っております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営者の視点による当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当期の経営成績の概況

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の抑制等により、一層不透明な状態が続いております。また、国内経済につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言の発令や各自治体からの要請により、経済活動が停滞する状態となり、個人消費や雇用に大きな影響を与えており、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、コンタクトレンズ市場では、海外において1日使い捨てコンタクトレンズを中心としたディスプレイコンタクトレンズが拡大基調にあり、新型コロナウイルス感染症の影響によって消費の冷え込みは一部見られるものの、需要は回復してきております。国内市場におきましては瞳を大きくみせることを目的としたサークルレンズや遠近両用のコンタクトレンズの需要が引き続き高まっております。

各事業の状況は、以下になります。

[国内コンタクトレンズ事業]

新型コロナウイルス感染症の影響により、当社取引先販売店及びグループ販売店においても営業日数制限及び営業時間短縮に伴うご案内時間の減少や、非接触意識の高まりにより販売促進活動が制限されました。このような状況の中、市場において需要が増加している1日使い捨てコンタクトレンズ及び老視世代に向けた遠近両用コンタクトレンズに加え、コロナ禍でマスク着用時でも瞳を大きく印象付けることが出来るサークルレンズの使用者増加に取り組みました。

商品施策といたしましては、1日使い捨てサークルレンズ「1 DAY FRUTTIE30枚入り」を新発売し、眼科医の処方に基づく販売施設において取扱店を拡大しております。一方、国内大手通販サイトにおいては「1 DAY FRUTTIE10枚入り」を発売し、安全啓発活動の一環として購入者を対象に自分の目に合った適切な度数を再確認するためのレンズモニター施策「Let's GOカラコン健康診断」を実施しております。新たな市場への参入においては、当社の掲げる安全哲学憲章の考えに基づき使用者の安全意識を高めながらサークルレンズを拡販してまいります。

メニコン直営店とグループ販売店においては、お客様に安心してご来店いただく環境づくりに努め、Miruホームページ上への感染防止対策動画の公開に加えて、来店予約や受取専用ロッカーによる商品の受渡しサービスを開始し、混雑緩和や滞在時間短縮等を実現いたしました。また、新たな時代においてもお客様と円滑にコミュニケーションができるサービスとして、実際のショッピングに近い感覚で店舗の疑似体験ができる「ARショッピング」、総合サービスサイト「Club Menicon」、当社が発行するポイント「MENICOiN(メニコイン)」等の提供を開始いたしました。

プロモーション施策といたしましては、「SMART TOUCH(スマートタッチ)」「Miru」を中心としたテレビコマース放映等の広告宣伝活動や1 DAY入会キャンペーン等の販売促進活動に努めました。このような取り組みの結果、メルスプランの会員数は2021年3月末時点で134万人に到達いたしました。今後も事業の拡大に努めてまいります。

[海外コンタクトレンズ事業]

新型コロナウイルス感染症により、外出制限など厳しい対応が各国で実施される中、得意先訪問ができない時期や感染防止対策を講じながらの生産等、制約を受けながらの活動となりました。厳しい環境下ではあったものの、新規販売先の獲得やM&Aによる販売網の強化、物流機能の整備等、事業拡大を進めることができ、海外コンタクトレンズ事業全体としては、売上高前期比27.9%増と伸長しました。

欧州では、売上高前期比23.6%増と業績拡大を実現できました。2019年10月に完全子会社化したSOLEKO S.p.A.におけるイタリア市場の販売ネットワークが売上増加に寄与した他、成長分野であるディスプレイコンタクトレンズ市場において、「Miru 1day UpSide」及び「Miru 1day Menicon Flat Pack」を戦略商品とし、新たな大手量販得意先との取引を開始しました。拡大するディスプレイコンタクトレンズ販売の流通を支えるべく、ドイツにおいてロジスティクスセンター機能の移転・拡張を実施し、サプライチェーンの強化を進めました。また、近視進行抑制の分野においては、ユーザーの瞳の状態及びレンズの使用状況を確認するサービスシステムの開発を実施した他、近視進行抑制用のハードタイプのオルソセラトロロジーレンズ「Menicon Bloom Night」や1日使い捨てコンタクトレンズ「Menicon Bloom Day」といった商品ラインナップの拡充を図りました。

北米では、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、売上高前期比39.5%減となりました。今後の成長に

向けて、大手小売チェーンに対してプライベートブランドの1日使い捨てコンタクトレンズを供給するための準備を整えた他、新型コロナウイルス感染症による移動制限への対応としてコンタクトレンズケア用品のオンライン上での販売強化を図りました。

アジアでは、特に中国においてオルソケラトロジーレンズやコンタクトレンズケア用品を中心に売上高前期比57.3%増と大きく躍進しました。販売面においては、中国国内の販売力の強化を主目的に2021年1月に板橋貿易株式会社を完全子会社化し、今後の市場拡大への販売網を獲得した他、生産面においてはオルソケラトロジーレンズの将来の更なる需要拡大に応えるべく株式会社アルファコーポレーションの新工場として、中国国内に新たな現地法人を設立し、稼働準備を進めています。これにより、中国国内で製造から販売までの一貫体制を築く素地を整備しました。

「アジア」にはセグメント情報等上、日本国内の売上高に含まれている日本国内の代理店を通じた中国への主要な輸出を含んでいます。

[その他事業]

株式会社メニワンにおける動物医療事業は商品開発に注力し、検眼器具の「アイリスベツトlight」及び眼底カメラの「クリアビュー2」の発売を開始いたしました。環境バイオ事業は、稲わら分解促進剤等の販売が堅調に推移したとともに、今期に本格導入した家畜臭向け消臭剤「resQデオマスター」の販売で売上を伸ばしました。ライフサイエンス事業は妊活をサポートするサプリメント「ルナリズムラクトフェリン」等の販売が好調に推移しました。またライフケア用サプリメントの品数を揃え、EC事業の売上を伸ばしました。精子選別用デバイス「ミグリス」も前期から大きく売上が伸びました。

このような取り組みの結果、当社グループの当期の経営成績は、メルスプランによる安定的な収益に加え、2019年10月に完全子会社化したSOLEKO S.p.A.（イタリア）の業績が反映されたこと、中国市場におけるオルソケラトロジーレンズ及びケア用品の販売が堅調に推移したことにより、売上高は86,209百万円（前期比2.0%増）の増収となり、売上総利益は45,817百万円（前期比1.3%増）となりました。また、販売費及び一般管理費について前期と比較して効率的に使用できたことから営業利益は8,106百万円（前期比15.3%増）となりました。経常利益は主に海外子会社で新型コロナウイルス感染症に関する助成金収入が計上されたことにより8,348百万円（前期比27.4%増）となりました。

特別損益につきましては、主に2021年1月において完全子会社化した板橋貿易株式会社の株式の段階取得に係る差益が計上されたことにより543百万円の特別利益を計上した一方、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少したMenicon Limited（イギリス）のコンタクトレンズ製造設備・オフィスに係る使用権資産及び株式会社ダブリュ・アイ・システムの販売店舗に係る固定資産について減損損失を計上したことなどにより537百万円の特別損失を計上しました。

これらの結果、税金等調整前当期純利益は8,353百万円（前期比33.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,952百万円（前期比46.6%増）となりました。

なお、セグメントの業績は次のとおりであります。

コンタクトレンズ関連事業

コンタクトレンズ関連事業は、売上高が84,529百万円（前期比2.0%増）、セグメント利益が12,609百万円（前期比8.6%増）となりました。

コンタクトレンズ関連事業の売上高は前期と比較して1,624百万円伸びました。主な増加要因はメルスプラン売上高が1,044百万円、海外市場におけるケア用品売上高が1,937百万円増加したこととあります。メルスプラン会員は前期と比較して会員数が増加し、134万人に達しております。海外市場におけるケア用品売上高増加はSOLEKO S.p.A.（イタリア）の業績が反映されたこと及び市場拡大が続く中国のオルソケラトロジーレンズに対するケア用品売上高が増加したことによるものです。一方、主な減少要因は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、コンタクトレンズ物販売上高が1,293百万円減少したこととあります。

セグメント利益につきましては、販売費及び一般管理費の効率的な使用に努めた結果、売上高と同様に前期比で伸びております。

その他事業

その他事業は、ライフサイエンス分野における妊活向け及びライフケア向けサプリメントが好調に推移したことから、売上高は1,680百万円（前期比4.1%増）となりましたが、将来の事業拡大に向けて先行して費用を支出したことでセグメント損失は524百万円（前期セグメント損失は494百万円）となりました。

当社グループは中長期経営計画として「Vision2020」を定めており、2021年3月期に連結売上高1,000億円、営業利益率10%、ROE10%の目標を掲げて活動してまいりました。

「Vision2020」の最終事業年度である当期の各目標の達成状況につきましては、連結売上高が86,209百万円（達成率86.2%）、営業利益率が9.4%（達成率94.0%）ROEが10.6%（達成率106.0%）となりました。

連結売上高につきましては、目標に対して未達という結果となりました。新製品の投下及びM&Aの推進による販路の拡大など売上高獲得に向けて活動を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で国内外問わず事業活動に制限を受けたことが大きく響きました。営業利益率につきましては、目標に対して未達という結果になりましたが、売上単価の高い1日使い捨てコンタクトレンズの売上高比率上昇や販売費及び一般管理費の効率的な使用に努めたことにより、目標に迫るところまで上昇させることができました。ROEにつきましては、親会社株主に帰属する当期純利益が前期比で大きく伸長したことにより、目標を達成することができました。

(Vision2020 成果指標目標)

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
売上高(百万円)	72,052	76,672	80,898	84,519	86,209
営業利益率(%)	5.4	5.7	6.9	8.3	9.4
ROE(%)	6.7	6.8	8.7	8.5	10.6

(メルスプラン累積会員数)

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
累積会員数(万人)	122	127	130	133	134
うち「SMART TOUCH」会員数(万人)	9	13	17	20	23

(注) 「SMART TOUCH」会員数：「Magic」「Magic toric」「1DAYメニコン プレミオ」
「1DAYメニコン プレミオ トーリック」会員数の合計

(2) 生産、受注及び販売

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前期比(%)
コンタクトレンズ関連事業	15,876	+12.7
合計	15,876	+12.7

(注) 1. 金額は製造原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当連結会計年度における生産実績の変動は、主に以下の要因に基づくものです。

まず、中国においてオルソケラトロジーレンズやコンタクトレンズケア用品の販売が好調であり、その需要に対応するため生産を拡大しました。また、2019年10月に完全子会社化したSOLEKO S.p.A.の生産実績が反映されました。

商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	商品仕入高(百万円)	前期比(%)
コンタクトレンズ関連事業	9,972	7.8
その他事業	657	+7.6
合計	10,630	7.0

(注) 1. 金額は仕入実績によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

受注状況

当社グループは、需要予測に基づく見込生産を行っているため、該当事項はありません。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前期比(%)
コンタクトレンズ関連事業	84,529	+2.0
その他事業	1,680	+4.1
合計	86,209	+2.0

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 財政状態

(資産の部)

当連結会計年度末において総資産は126,731百万円となり、前連結会計年度末に比べて39,444百万円の増加となりました。流動資産は、主に転換社債型新株予約権付社債の発行及び借入の実行により現金及び預金が増加したことから、28,485百万円増加し70,207百万円となりました。また、固定資産は主に各務原工場の1 DAYコンタクトレンズ製造ラインの設備投資により、10,959百万円増加し56,523百万円となりました。

(負債及び純資産の部)

負債は、主に転換社債型新株予約権付社債及び借入金増加により前連結会計年度末に比べて31,980百万円増加し65,745百万円となりました。純資産は、主に親会社株主に帰属する当期純利益計上により、前連結会計年度末に比べ7,464百万円増加し60,985百万円となりました。

この結果、自己資本比率は46.7%となりました。

(4) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ24,329百万円増加し41,120百万円(前連結会計年度比144.9%増加)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税金等調整前当期純利益8,353百万円、減価償却費5,286百万円を計上したことにより、10,628百万円の収入(前連結会計年度は8,712百万円の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、各務原工場及び関工場の生産設備増設による有形固定資産の取得及び、株式会社ハマノコンタクト及び板橋貿易株式会社の株式取得により、15,629百万円の支出(前連結会計年度は7,656百万円の支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、転換社債型新株予約権付社債の発行及び長期借入れの実行により、28,913百万円の収入(前連結会計年度は3,438百万円の支出)となりました。

(当社グループの資本の財源及び資金の流動性に関する情報)

当社グループの資金需要のうち運転資金及び研究開発投資は、主に自己資金を財源としますが、外部からの資金調達が必要な場合は、金融機関からの借入や社債発行等の負債により調達することとしております。一方、設備投資や事業買収、その他の投資資金は金融機関からの借入や社債発行等の負債及び資本による調達を基本としております。資金調達を行う際は、期間や市場金利動向等、また自己資本比率、ネットDEレシオやROEといった財務指標への影響度等を総合的に勘案しながら、最適な調達を実施します。主要な取引先金融機関とは良好な取引関係を維持しており、また本報告書提出日時点における株式会社格付投資情報センターからの発行体格付は「A-」(安定的)であることから、安定的な資金調達が随時実施可能であると考えております。

加えて、複数の取引銀行とコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しており、資金調達の機動性及び安定性を確保しております。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針については、「第一部 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載しております。連結財務諸表の作成にあたっては、会計上の見積りを行う必要があり、特に以下の事項は、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えております。

(繰延税金資産)

当社グループは、将来の事業計画に基づく課税所得及び将来減算一時差異の回収可能性をふまえ繰延税金資産を計上しております。

事業環境の変化及び新型コロナウイルス感染症の影響等による将来課税所得の見積りに変更が生じた場合は、繰延税金資産の取り崩しに伴う税金費用を計上する可能性があります。

(固定資産)

当社グループは、固定資産（買収によって発生したのれんを含む）の減損会計の適用にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っており、原則として管理会計上の区分を基準にグルーピングを行っております。収益性が著しく低下した資産グループに関しては、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

事業環境の変化及び新型コロナウイルス感染症の影響等による将来キャッシュ・フロー等、固定資産の回収可能価額計算の前提条件に変更が生じた場合は、固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

(長期未払金)

当社グループは、一部のコンタクトレンズを製造する上で特殊技術を第三者より譲り受けており、その対価として一定期間に渡りロイヤリティを支払う旨の契約を締結しております。同契約の中でロイヤリティは特殊技術を用いた製品の販売高に一定率を乗じた金額を支払う内容になっており、当社グループは毎期上記に基づいて算定されたロイヤリティを支払うとともに毎期末同製品の将来販売高に基づいたロイヤリティの金額を算定し未払金として計上しております。

事業環境の変化及び新型コロナウイルス感染症の影響等による同製品の将来販売高に変更が生じた場合は、未払金計上金額の評価替えに伴う費用収益を計上する可能性があります。

(棚卸資産)

当社グループは、棚卸資産を取得原価で測定しておりますが、連結会計年度末における正味実現可能価額が取得価額より著しく下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得価額との差額を原則として売上原価に計上しております。また営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の事業環境を反映し正味実現可能価額を算定しております。

事業環境の変化及び新型コロナウイルス感染症の影響等による正味実現可能価額の著しい下落が生じた場合は、棚卸資産の評価損を計上する可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株メニコン (当社)	1-800 Contacts Inc.、Clearlab International Pte Ltd.及び STEPHEN D. NEWMAN	ASSET PURCHASE AGREEMENT (資産譲渡契約書)	相手先企業の保有するフラットバック 技術の資産譲渡契約	2007年3月24日から継続中
株メニコン (当社)	株メニコネク (連結子会社)	取引基本契約書	blanks並びにコンタクトレンズ原材 料、コンタクトレンズ、ケア用品等の取 引に関する売買基本契約	2012年11月1日から継続中
Menicon Holdings B.V. (連結子会社)	Eye Shelter S.A.	Framework Agreement	Eye Shelter 社は Menicon Holdings B.V.に、ソロケア、 Aquifyについて欧州27カ国及びカナダ (Aquifyについては一部)にて独占的 に、販売、サブライセンス生産する権利 を付与する契約	2011年9月30日から継続中

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、安全を最優先に考えた信頼性の高い製品の開発と、創造型開発企業として時代を先取りした独創的な製品の開発を基本方針として、取り組んでおります。

当社グループは主に、コンタクトレンズ材料などの素材等を研究開発する総合研究所、生産技術を研究開発するテクニクステーション、そして瞳への安全性と製品の有効性を臨床評価する臨床研究所等において研究開発活動を行っております。これらの各機能が密接かつ有機的に連携しながら、素材開発から安全性の評価、さらには生産技術開発までを自社で一貫して行える研究開発体制が当社グループの特徴となっております。

なお、当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は 3,598百万円であります。

セグメントごとの研究開発活動を示すと次のとおりであります。

コンタクトレンズ関連事業

コンタクトレンズにつきましては、1日使い捨てコンタクトレンズの需要が世界的に拡大していることから、この分野における製品ラインアップの拡充及び生産能力の拡大に注力しております。当期におきましても前期同様、シリコーンハイドロゲルタイプの1日使い捨てコンタクトレンズ「1 DAYメニコン プレミオ」シリーズの生産能力増強のため各務原工場の生産ラインの改良を行いました。

日本においては、1日使い捨てコンタクトレンズ「Magic」の製品ラインアップ拡充として、2020年10月に乱視用規格数を拡大するための薬事承認を取得いたしました。また、2週間定期交換型カラーソフトコンタクトレンズ「2 WEEK Rei」の製品ラインアップ拡充として、2020年6月に遠近両用タイプの「2 WEEK Rei遠近両用」の薬事承認を取得いたしました。

海外においては、シリコーンハイドロゲルタイプの1日使い捨てコンタクトレンズ「Miru 1day UpSide」のラインアップ拡充を進め、2020年6月に球面、乱視用、遠近両用タイプでの米国FDA承認を取得いたしました。

また、当社グループは、視力に関わる世界共通の課題となりつつある近視人口の増加に対しても、長年研究開発に取り組んでおります。その成果として、2019年5月に欧州において近視進行抑制用オルソケラトロジーレンズとして世界で初めて「Menicon Bloom Night」のCEマーク認証を取得したことに続き、2020年8月にシンガポール、オーストラリアの両国においても「Menicon Bloom Night」の薬事承認を取得いたしました。

ケア用品につきましては、機能向上及びユーザーの利便性向上の見地より、継続的に製品開発と改善に取り組んでおります。

当事業に係る研究開発費の金額は、3,519百万円です。

その他事業

新規事業関連の研究開発活動として、ライフサイエンス事業においては当社オリジナルの自己集合性ペプチドゲルの医療機器としての応用開発を継続して推進しています。環境バイオ事業では、新たな未利用資源再生ビジネスの可能性についての情報収集や研究開発を継続して実施しています。

当事業に係る研究開発費の金額は、79百万円です。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、1日使い捨てコンタクトレンズ及びケア用品の生産数量増加に対応するための設備増強を中心として行いました。

当連結会計年度の設備投資の総額は12,726百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお設備投資金額には有形固定資産及び無形固定資産の取得額を記載しております。

（コンタクトレンズ関連事業）

当連結会計年度の主な設備投資は、提出会社における各務原工場及び関工場の生産設備増設、(株)メニコネクトにおける生産設備増設を中心とする総額12,433百万円であります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（その他事業）

当連結会計年度の主な設備投資は、提出会社における会員制ペットサポートサービス運営のためのシステム構築を中心とする総額38百万円であります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（全社共通）

当連結会計年度の主な設備投資は、提出会社における新物流システム構築、インフラ整備・増強を中心とする総額254百万円であります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
本社 (愛知県 名古屋市 中区)	コンタクト レンズ 関連事業 全社共通	本社機能	738	1	856 (2,542)	2	860	2,460	197
総合研究所 (愛知県 春日井市)	同上	研究 開発業務	704	12	1,575 (20,383)	-	305	2,597	105
テクノス テーション (岐阜県 各務原市)	同上	研究 開発業務	960	238	574 (8,224)	0	228	2,001	56
関工場 (岐阜県 関市)	同上	生産設備	978	1,403	444 (23,642)	-	1,165	3,992	250
各務原工場 (岐阜県 各務原市)	同上	生産設備	3,828	2,340	754 (30,758)	1,783	4,750	13,456	128

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「建設仮勘定」、「特許権」、「その他無形固定資産」であります。

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
(株)メニコン ネクト	本社他 (愛知県 名古屋市 西区他)	コンタクト レンズ 関連事業	本社機能 生産設備	1,732	1,544	543 (52,917)	167	3,987	205 (34)
(株)ダブリュ ・アイ システム	本社他 (東京都 豊島区他)	同上	本社機能 販売設備	389	0	-	585	975	631 (302)
(株)アルファ コーポレー ション	本社他 (愛知県 名古屋市 東区他)	同上	本社機能 生産設備	75	241	27 (1,747)	281	626	45 (-)
(株)エーアイ ピー	本社他 (福岡県 福岡市 西区他)	同上	本社機能 販売設備	132	0	-	59	192	150 (8)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「リース資産」、「建設仮勘定」、「特許権」、「その他無形固定資産」であります。
4. 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。

(3) 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備 の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	使用権 資産 (有形)	その他	合計	
Menicon SAS	本社 (フランス ・パリ)	コンタクト レンズ 関連事業	本社機能 生産設備	102	22	-	632	23	780	85
Menicon Pharma SAS	本社 (フランス ・ストラス ブール)	同上	本社機能 生産設備	234	272	53 (8,876)	147	481	1,189	40
Menicon GmbH	本社 (ドイツ ・フランクフ ルト)	同上	本社機能 物流設備	-	34	-	650	152	837	49
SOLEKO S.p.A.	本社他 (イタリア・ ポンテコル ヴォ他)	同上	本社機能 生産設備	-	111	-	130	939	1,181	86
Menicon Singapore Pte. Ltd.	本社 (シンガ ポール)	同上	本社機能 生産設備	563	425	-	2,377	1,702	5,069	256
Menicon B.V.	本社 (オランダ ・エメン)	同上	本社機能 生産設備	644	568	123 (13,025)	48	283	1,668	74
Menicon Malaysia Sdn. Bhd.	本社 (マレーシ ア)	同上	本社機能 生産設備	-	-	-	-	1,976	1,976	-
大連板橋 医療器械 有限公司	本社他 (中国・ 遼寧省)	同上	本社機能 販売設備	12	2	-	206	42	263	113

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「建設仮勘定」、「特許権」、「その他無形固定資産」であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		着手年月	完成予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
提出会社	各務原工場 (岐阜県各務 原市)	コンタクト レンズ関連 事業	生産ライン 生産金型	1,881	1,142	2019年12月	2022年4月	1日使い捨てコンタクトレンズの生産ライン2本の増設
提出会社	関工場 (岐阜県関 市)	同上	生産ライン 生産金型	721	57	2020年4月	2022年4月	定期交換コンタクトレンズの生産ライン1本の増設
提出会社	関工場 (岐阜県関 市)	同上	工場の増床	917	268	2020年7月	2021年4月	(注) 2
(株)メニ コ ン ネ ク ト	郡上工場 (岐阜県郡上 市)	同上	工場の 増改築	5,019	391	2020年9月	2023年6月	(注) 2
Menicon Singapore Pte. Ltd.	シンガポール 工場 (シンガポ ール)	同上	生産ライン	1,251	322	2020年11月	2022年10月	1日使い捨てコンタクトレンズの生産ライン1本の増設

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載しておりません。
3. 投資資金については、2021年1月に発行した転換社債型新株予約権付社債、借入金及び自己資金等によりまかなう計画です。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	62,184,000
計	62,184,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	38,077,444	38,079,144	東京証券取引所 名古屋証券取引所 (各市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	38,077,444	38,079,144	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

1) 第1回新株予約権

決議年月日	2011年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び執行役 18(内取締役兼執行役 1)
新株予約権の数(個)	86 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 172,000 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	525 (注)2、3
新株予約権の行使期間	2014年1月1日～2023年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 525 (注)3 資本組入額 263 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使は1個単位とする。相続・質権設定等は認めない。また、新株予約権の割当てを受けた者は割当てを受けた日から権利行使時までの間、継続して当社又は当社子会社の取締役もしくは執行役の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、その他取締役会が認めた場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、上記の他、割当日後、資本金の額の減少を行う場合など払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で払込金額を調整することができる。

3. 2017年11月13日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

なお、発行価格及び資本組入額に関して、当該株式分割に伴う調整の結果小数点以下が発生する場合、1円未満の端数は切上げて表示しております。

2) 第2回新株予約権

決議年月日	2012年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役 6 当社子会社従業員 28
新株予約権の数(個)	8 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,000 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	675 (注)2、3
新株予約権の行使期間	2014年6月28日～2022年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 675 (注)3 資本組入額 338 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使は1個単位とする。相続・質権設定等は認めない。また、新株予約権の割当てを受けた者は割当てを受けた日から権利行使時までの間、継続して当社又は当社子会社の取締役もしくは執行役の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、その他取締役会が認めた場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。
但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、上記の他、割当日後、資本金の額の減少を行う場合など払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で払込金額を調整することができます。

3. 2017年11月13日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

なお、発行価格及び資本組入額に関して、当該株式分割に伴う調整の結果小数点以下が発生する場合、1円未満の端数は切上げて表示しております。

3) 第3回新株予約権

決議年月日	2014年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び執行役 19(内取締役兼執行役 1)
新株予約権の数(個)	18 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 36,000 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	925 (注)2、3
新株予約権の行使期間	2016年6月27日～2024年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 925 (注)3 資本組入額 463 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使は1個単位とする。相続・質権設定等は認めない。また、新株予約権の割当てを受けた者は割当てを受けた日から権利行使時までの間、継続して当社又は当社子会社の取締役もしくは執行役の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、その他取締役会が認めた場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2,000株であります。
但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、上記の他、割当日後、資本金の額の減少を行う場合など払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で払込金額を調整することができる。

3. 2017年11月13日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

なお、発行価格及び資本組入額に関して、当該株式分割に伴う調整の結果小数点以下が発生する場合、1円未満の端数は切上げて表示しております。

4) 第4回新株予約権

決議年月日	2016年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び執行役 10(内取締役兼執行役 1)
新株予約権の数(個)	63 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,600 (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2016年8月2日～2046年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,311 (注)2、7 資本組入額 656 (注)2、7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権」という。)は、上記、権利を行使できる期間内であっても当社執行役、当社取締役及び当社子会社取締役を退任した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

新株予約権の相続はこれを認めない。

1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

5. 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会議決が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に
従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額
とする。

なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが
出来る再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日又は組織再編成
行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を
行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注)2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注)5に準じて決定する。

7. 2017年11月13日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合
で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に
より株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

なお、発行価格及び資本組入額に関して、当該株式分割に伴う調整の結果小数点以下が発生する場合、1円
未満の端数は切上げて表示しております。

5) 第5回新株予約権

決議年月日	2016年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役 8
新株予約権の数(個)	11 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,200 (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2016年8月2日～2046年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,311 (注)2、7 資本組入額 656 (注)2、7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権」という。)は、上記、権利を行使できる期間内であっても当社執行役、当社取締役及び当社子会社取締役を退任した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

新株予約権の相続はこれを認めない。

1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

5. 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会議決が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に

上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を

乗じて得られる金額とする。

なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが

出来る再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日又は組織

再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株

予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注)5に準じて決定する。

7. 2017年11月13日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

なお、発行価格及び資本組入額に関して、当該株式分割に伴う調整の結果小数点以下が発生する場合、1円未満の端数は切上げて表示しております。

6) 第6回新株予約権

決議年月日	2018年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役 5
新株予約権の数(個)	21 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,100 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2018年8月2日～2048年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,487 (注)2 資本組入額 1,244 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権」という。)は、上記、権利を行使できる期間内であっても当社執行役、当社取締役及び当社子会社取締役を退任した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

新株予約権の相続はこれを認めない。

1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

5. 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会議決が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注)5に準じて決定する。

7) 第7回新株予約権

決議年月日	2019年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び執行役員 11(内取締役兼執行役員 1)
新株予約権の数(個)	121 [111] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,100 [11,100] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2019年8月2日～2049年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,548 (注) 2 資本組入額 1,774 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、上記、権利を行使できる期間内であっても当社執行役員、当社取締役、及び当社子会社取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
新株予約権の相続はこれを認めない。
1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
5. 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注)5に準じて決定する。

8) 第8回新株予約権

決議年月日	2019年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役 2
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2019年8月2日~2049年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,548(注)2 資本組入額 1,774(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、上記、権利を行使できる期間内であっても当社執行役、当社取締役及び当社子会社取締役を退任した日に所得税法上の居住者である場合には、当該地位を喪失した翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

新株予約権者は、上記、権利を行使できる期間内であっても当社執行役、当社取締役及び当社子会社取締役を退任した日に所得税法上の非居住者である場合には、当該地位を喪失した日より、1年が経過した日から30日(30日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

新株予約権の相続はこれを認めない。

1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

5. 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注)5に準じて決定する。

9) 第9回新株予約権

決議年月日	2019年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役 6
新株予約権の数(個)	33(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2019年8月2日～2049年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,548(注)2 資本組入額 1,774(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、上記、権利を行使できる期間内であっても当社子会社取締役を退任した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

新株予約権の相続はこれを認めない。

1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

5. 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。な

お、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 2 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注) 5 に準じて決定する。

10) 第10回新株予約権

決議年月日	2020年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び執行役員 11(内取締役兼執行役員 1)
新株予約権の数(個)	89 [82] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,900 [8,200] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2020年8月4日～2050年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,917 (注) 2 資本組入額 2,459 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、上記、権利行使期間内であっても当社執行役員、当社取締役、及び当社子会社取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
新株予約権の相続はこれを認めない。
1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
5. 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権の権利行使期間

新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件等

(注)3に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注)5に準じて決定する。

11) 第11回新株予約権

決議年月日	2020年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役 2
新株予約権の数(個)	14(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2020年8月4日～2050年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,917(注)2 資本組入額 2,459(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、上記、権利行使期間内であっても当社執行役、当社取締役及び当社子会社取締役を退任した日に所得税法上の居住者である場合には、当該地位を喪失した翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

新株予約権者は、上記、権利行使期間内であっても当社執行役、当社取締役及び当社子会社取締役を退任した日に所得税法上の非居住者である場合には、当該地位を喪失した日より、1年が経過した日から30日(30日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

新株予約権の相続はこれを認めない。

1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

5. 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権の権利行使期間

新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件等

(注)3に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注)5に準じて決定する。

12) 第12回新株予約権

決議年月日	2020年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社国内子会社取締役 6
新株予約権の数(個)	21(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2020年8月4日～2050年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,917(注)2 資本組入額 2,459(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、上記、権利行使期間内であっても当社子会社取締役を退任した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
新株予約権の相続はこれを認めない。
1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
5. 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。な

お、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

新株予約権の権利行使期間

新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件等

(注) 3 に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 2 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注) 5 に準じて決定する。

13) 第13回新株予約権

決議年月日	2020年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社海外子会社取締役等 4
新株予約権の数(個)	69(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,900(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2022年8月1日～2052年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,866(注)2 資本組入額 2,433(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日から権利行使期間の開始日まで継続して当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の取締役等又は従業員の地位にあること。
新株予約権者は、権利行使期間内であっても、()新株予約権者が当社の子会社の取締役等である場合には、その地位を任期満了をもって退いた日より、()新株予約権者が当社の子会社の従業員である場合には、その地位を定年退職をもって退いた日より、1年が経過した日から30日(30日目が休日にあたる場合には翌営業日)以内のみ、新株予約権を一括して行使することができるものとする。
新株予約権の相続はこれを認めない。
1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
5. 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)又は当社以外の者により当社の普通株式が取得され、当該取得の結果、当社の総議決権数の過半数が保有される場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権の権利行使期間

新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件等

(注)3に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注)5に準じて決定する。

14) 第14回新株予約権

決議年月日	2021年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び執行役員及び従業員 14 (内取締役兼執行役員 1)
新株予約権の数(個)	82(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2021年8月3日～2051年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 未定(注)2 資本組入額 未定(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、上記、権利行使期間内であっても当社執行役員、当社取締役、当社従業員及び当社子会社取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

新株予約権の相続はこれを認めない。

1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

5. 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再

編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

新株予約権の権利行使期間

新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件等

(注) 3 に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 2 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注) 5 に準じて決定する。

15) 第15回新株予約権

決議年月日	2021年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員及び従業員 2
新株予約権の数(個)	9(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2021年8月3日～2051年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 未定(注)2 資本組入額 未定(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、上記、権利行使期間内であっても当社執行役員、当社取締役当社従業員及び当社子会社取締役のいずれの地位をも喪失した日に所得税法上の居住者である場合には、当該地位を喪失した翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
新株予約権者は、上記、権利行使期間内であっても当社執行役員、当社取締役及び当社子会社取締役を退任した日に所得税法上の非居住者である場合には、当該地位を喪失した日より、1年が経過した日から30日(30日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
新株予約権の相続はこれを認めない。
1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
5. 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権の権利行使期間

新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件等

(注)3に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注)5に準じて決定する。

16) 第16回新株予約権

決議年月日	2021年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社国内子会社取締役 9
新株予約権の数(個)	28(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2021年8月3日~2051年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 未定(注)2 資本組入額 未定(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、上記、権利行使期間内であっても当社子会社取締役を退任した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
新株予約権の相続はこれを認めない。
1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
5. 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権の権利行使期間

新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件等

(注) 3 に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 2 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注) 5 に準じて決定する。

17) 第17回新株予約権

決議年月日	2021年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社海外子会社取締役等 13
新株予約権の数(個)	54(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2023年3月31日～2053年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 未定(注)2 資本組入額 未定(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日から権利行使期間の開始日まで継続して当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の取締役等又は従業員の地位にあること。
新株予約権者は、権利行使期間内であっても、()新株予約権者が当社の子会社の取締役等である場合には、その地位を任期満了をもって退いた日より、()新株予約権者が当社の子会社の従業員である場合には、その地位を定年退職をもって退いた日より、1年が経過した日から30日(30日目が休日にあたる場合には翌営業日)以内のみ、新株予約権を一括して行使することができるものとする。
新株予約権の相続はこれを認めない。
1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
4. 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。また、新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
5. 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)又は当社以外の者により当社の普通株式が取得され、当該取得の結果、当社の総議決権数の過半数が保有される場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権の権利行使期間

新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、新株予約権の行使期間に定める権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件等

(注)3に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

(注)5に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権付社債を発行しております。

2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(2021年1月29日発行)	
決議年月日	2021年1月13日
新株予約権の数(個)	2,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,106,848 [3,110,167] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,403 [7,395.1] (注)2
新株予約権の行使期間	2021年2月12日~2025年1月15日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,403 [7,395.1] 資本組入額 3,702 [3,698] (注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(百万円)	22,868 [22,874]

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注)2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. 転換価額は、当初、7,403円とする。

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行又は一定限度を超える

配当支払いが行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 2021年2月12日から2025年1月15日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、2025年1月15日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. (イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、() その時点で適用のある法律上実行可能であり、() そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、() 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は(注)2と同様の調整に服する。

- () 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が、当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- () 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、(注)3に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (八) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年4月1日～ 2017年3月31日(注)1	83,000	18,402,000	50	3,379	50	2,553
2018年1月1日(注)2	18,402,000	36,804,000	-	3,379	-	2,553
2019年4月1日～ 2020年3月31日(注)3	1,211,944	38,015,944	2,016	5,396	2,016	4,569
2020年4月1日～ 2021年3月31日(注)1	61,500	38,077,444	18	5,414	18	4,588

(注)1. 新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 2017年11月13日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割が行われ、発行済株式数は、18,402,000株増加し、36,804,000株となっております。

3. 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加と新株予約権の権利行使による増加であります。

4. 2021年4月1日から2021年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,700株、資本金が3百万円及び資本準備金が3百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公 共同体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	40	28	47	202	6	3,694	4,017	-
所有株式数 (単元)	-	85,799	4,585	48,216	99,814	8	142,289	380,711	6,344
所有株式数 の割合 (%)	-	22.54	1.20	12.66	26.22	0.00	37.38	100.00	-

(注)自己株式 287,876株は、「個人その他」に2,878単元、「単元未満株式の状況」に76株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,635	6.97
株式会社 マミ	愛知県名古屋市中区社台1丁目222	2,060	5.45
株式会社 トヨタミ	愛知県名古屋市中区千種区山門町1丁目48-8	1,982	5.24
塚本 香津子	愛知県名古屋市中区	1,374	3.63
GOLDMAN SACHS&CO.REG (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK,NY,USA (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	1,294	3.42
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,256	3.32
BNYM AS AGT/CLTS 10PERCENT (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	240 GREENWICH STREET,NEW YORK, NEW YORK 10286 U.S.A (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,209	3.19
メニコン社員持株会	愛知県名古屋市中区葵3丁目21-19	966	2.55
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京 支店カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	916	2.42
田中 英成	愛知県名古屋市中区	820	2.16
計	-	14,515	38.41

(注) 上記のほか当社所有の自己株式 287千株があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 287,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,783,300	377,833	-
単元未満株式	普通株式 6,344	-	-
発行済株式総数	38,077,444	-	-
総株主の議決権	-	377,833	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式76株が含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社メニコン	愛知県名古屋市中区葵 三丁目21番19号	287,800	-	287,800	0.75
計	-	287,800	-	287,800	0.75

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	40	0
当期間における取得自己株式	30	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	287,876	-	287,906	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主各位に対する継続した利益還元を経営の重要な目的のひとつと考えております。剰余金の配当に關しましては、当期業績及び将来の事業展開や財務体質の強化に必要な内部留保の充実を総合的に勘案し、適切に実施していく方針であります。

当社の剰余金の配当につきましては、期末配当の年1回を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は取締役会であります。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当を行う場合の決定機関は取締役会であります。

これらの方針のもと、当事業年度の剰余金の配当につきましては、普通配当30円に創業70周年記念配当5円を加え、1株当たり35円としております。

内部留保資金の用途につきましては、事業拡大のための新製品や新技術の開発投資、生産設備への投資、海外事業及び新規事業拡大のための投資などに活用していく予定であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2021年5月13日 取締役会決議	1,322	35.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は株主、投資家、顧客、従業員など全てのステークホルダーから尊敬され愛される企業を目指し企業活動することを基本方針のひとつとしております。そして、その実現のためにステークホルダーからの信頼獲得及び公正かつ透明性の高い健全な企業経営を重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの拡充として下記施策を講じております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は会社法に規定する指名委員会等設置会社であり、取締役10名（うち社外取締役6名）及び執行役9名（兼務取締役1名を含む）により構成されております。社外取締役は客観的・大局的に、企業価値の向上という観点から執行役が行う経営の監督並びに助言を行っております。

業務執行及び経営の監視の仕組みとしては、株主総会において選任された取締役で構成する取締役会が会社の重要な意思決定と執行役等の職務執行の監督を行い、経営を監視し、取締役会により選任された執行役が担当業務ごとに強化された権限により、迅速で効率的な業務執行を実現しております。

提出日現在の取締役は以下のとおりです。

田中英成（代表執行役社長）、滝野喜之（取締役会議長）、土田時安、森山久、堀西良美、渡辺眞吾、三宅養三、本多立太郎、柳川勝彦、竹花一成

（注）1．堀西良美、渡辺眞吾、三宅養三、本多立太郎、柳川勝彦、竹花一成は、社外取締役であります。

2．堀西良美、渡辺眞吾、三宅養三、本多立太郎、柳川勝彦、竹花一成は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。

各委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）の委員は、過半数が社外取締役により構成されております。

各委員会の役割としては以下のとおりです。

「指名委員会」は、本多立太郎（委員長）、滝野喜之、柳川勝彦の取締役3名（内、社外取締役2名）で構成し、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定いたします。また、指名委員会は執行役の選任及び解任に関する議案を策定し、取締役会に付議する権限を有しており、これらに基づく職務執行に必要な基本方針の決定、運用規則や手続等の制定・改廃をする権限を有しております。

取締役・執行役の選任等にあたっては役割に応じた能力、経験等を考慮し、企業の社会的価値の増大及びコーポレート・ガバナンスの向上の観点から選考するものといたします。

取締役の選任及び解任については指名委員会が適格性を審議し、取締役会審議を経て株主総会にて選解任いたします。なお、取締役会はその過半数を独立性・中立性のある社外取締役といたします。

執行役の選任及び解任については指名委員会が適格性を審議し、取締役会審議を経て選解任いたします。代表執行役の選定については指名委員会が適格性を審議し、取締役会審議を経て執行役の中から選定いたします。解職についても指名委員会が審議し、取締役会審議を経て解職いたします。

「報酬委員会」は、堀西良美（委員長）、本多立太郎、土田時安の取締役3名（内、社外取締役2名）で構成し、取締役及び執行役の報酬制度・報酬金額等の決定を担っております。当社の取締役及び執行役の報酬は、各役員がその職務の執行を強く動機づけられると共に、企業価値向上の成果（業績）を報酬に反映したものとしております。報酬決定においては、その合理性、透明性を維持することでコーポレート・ガバナンスの向上に繋げるものとし、経営環境、業績、他社水準等を考慮して適切な水準で決定しております。

(a) 報酬決定の運用指針

イ．成果をあげた者が報われることで、強い動機づけを生み出す。

ロ．短期業績に加え長期視点の企業価値向上への貢献も報酬に反映する。

ハ．報酬は仕事（＝職務や成果）に対応したものであることを基本とする。

ニ．株主や従業員に説明できる公正で妥当性のある報酬内容とする。

ホ．当社の経営陣に優秀な人材確保を可能とする報酬内容とする。

(b)報酬の構成

- イ．基本的報酬として担当職務及び連結業績成果により年間報酬額を決定しております。なお執行役の報酬は、連結業績成果をより大きく反映する内容となっております。
- ロ．株主の皆様と利益意識の共有を図ると共に、中長期的視点で業績向上に継続して取り組むことを強く動機づけるインセンティブとして、株式報酬型ストックオプション制度を設けております。
- これら報酬の決定プロセスは、役員報酬に関する規則並びに細則を制定し運用面における手続や基準を明確にしております。

「監査委員会」は、土田時安（委員長）、滝野喜之、森山久、堀西良美、渡辺眞吾、三宅養三、柳川勝彦、竹花一成の取締役8名（内、社外取締役5名）で構成し、取締役及び執行役の職務執行の適法性・妥当性監査及び監査報告の作成と株主総会に提出する会計監査人の選解任並びに再任しないことに関する議案を決定しております。

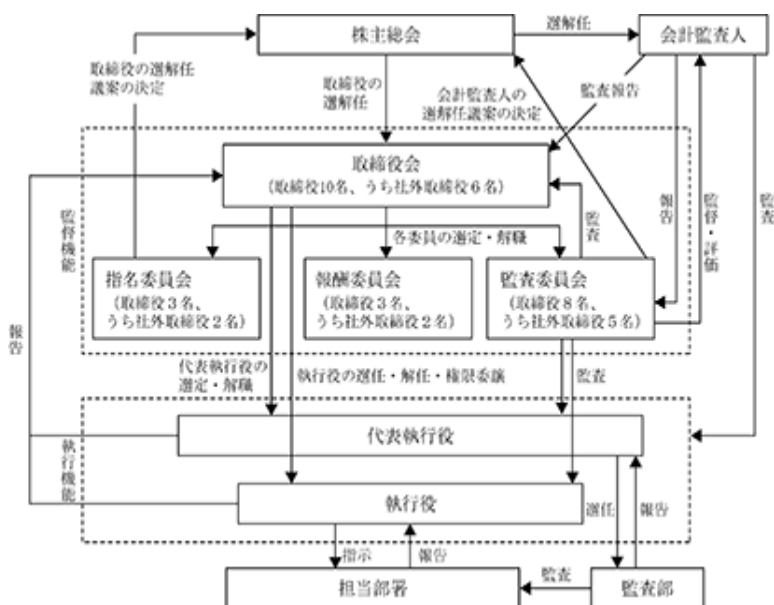
監査方針及び監査計画を定め、取締役及び執行役から、定期的に、その職務の執行に関する事項の報告を受けたり、聴取したりしております。また、業務の処理や財産の管理等が適正に行われているかについて主要な事業所を調査し、関係会社から報告を受け、その結果について監査委員会で報告しております。以上に加えて、執行役会等社内の重要な会議に出席し、業績検討会議資料や内部監査部門の監査報告書等を閲覧しております。また、必要に応じて内部監査の担当部署に対し、監査の対象部門や重点監査項目等について指示を行っております。

監査委員会は、会計監査人から、その監査計画及び監査の結果について報告及び説明を受け、これに基づき財務諸表監査の結果について検証を行っております。また、会計監査人の品質管理体制についても報告及び説明を受けております。

また、業務執行上の重要案件（取締役会決議事項を除く）については、執行役全員で構成する「執行役会」等重要経営会議において審議、決定することとしており、業務執行の状況については取締役会に報告を行い、説明責任を果たします。

なお、下に指名委員会等設置会社の機構図を示します。

指名委員会等設置会社の機構図



b. 企業統治の体制を採用する理由

当社の機関設計は迅速な経営意思決定の実現及び監督管理機能強化の観点から指名委員会等設置会社としており、各種委員会には過半数の社外取締役を据えております。

また、監査委員会は会計監査人と連携して執行役の業務執行を監査しております。

企業統治に関するその他の事項

当社における内部統制及びリスク管理に係る体制の主な内容は、次のとおりであります。なお、これらについては、取締役会において、会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針として決議しております。

(内部統制システム)

- a. 執行役の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 執行役が取締役に報告すべき事項を取締役会規則等で定め、執行役が自ら取締役会で報告いたします。
 - ロ. 監査委員会は執行役の業務執行状況を監査し、定期的に取締役会に報告いたします。
 - ハ. 執行役が負うべき義務を執行役規則で明記し周知徹底を図ります。また執行役の任期を1年とすることで、執行体制の最適化に柔軟に対応できるようにいたします。
 - ニ. 常勤取締役が執行上の重要な会議等に出席し、監督的視点から常に執行役の業務執行状況を把握し、必要に応じて助言等を行います。

- b. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 文書管理に関する規程を整備し、執行役の職務執行に係る重要な文書等を特定すると共に、その保存期間や管理方法等を定め確実な運用を行います。

- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスクに関する意識の浸透、早期発見及びリスク顕在化の未然防止、緊急事態発生時の対応方法を定めた規程、マニュアルを整備し、必要に応じて教育訓練を実施いたします。
 - ロ. 代表執行役をトップとする内部統制システムの統括組織（以下、「内部統制統括組織」という。）を設置し、経営に影響を与えるリスクをマネジメントいたします。

- d. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 経営の監督機能(取締役会)と業務執行機能(執行役)を分離し、執行役への大幅な権限委譲を行うことで、業務執行のスピードを向上させます。
 - ロ. 執行役の職務分掌、指揮命令系統、決裁権限等に関する規程を整備し、それらの明確化と周知徹底をいたします。
 - ハ. 全執行役で構成する執行役会を定期的を開催し、効率性、有効性、妥当性等の検証を経て、業務執行に関する重要事項を決定いたします。

- e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 従業員に、法令や社会規範の遵守及び倫理観の高揚等の意識向上に必要な教育を行うと共に、内部統制システムに関する諸規程やマニュアル等を整備し周知徹底いたします。
 - ロ. 内部監査部門による監査を通じて、内部統制システムの構築・運用状況を評価すると共に、問題の早期発見を図ります。
 - ハ. 内部通報体制を構築（以下、「内部通報システム」という）し、その周知と的確な運用を徹底することで、コンプライアンスの実効性と業務の公正性の向上につなげます。
 - ニ. 内部統制統括組織で、内部統制システムの構築、運用状況について定期的にマネジメントレビューを行い、取り組むべき課題を抽出し、翌期の経営計画等に反映させることでシステムの改善並びにレベルの向上につなげます。

- f. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - イ. 財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法の定める内部統制報告書の有効且つ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制システムを構築、運用いたします。
 - ロ. 金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査基準」に準拠し、その有効性を評価いたします。

- g. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は子会社の管理に関する規程を定め、子会社の管理体制、並びに子会社の取締役等の職務執行状況に関する報告体制を明確にし、運用を徹底いたします。
 - ロ. 当社は子会社の管理を担当する執行役を定め、各子会社が当該基本方針を踏まえ、各子会社固有の事情（事業内容・規模・形態等）を考慮し、適切な内部統制システムを構築、運用するよう監督することで、子会社の法令遵守や経営の適正性及び効率性の向上、経営リスクの管理を行います。
 - ハ. 当社の内部統制統括組織は、当社グループの内部統制システムを統括管理し、その構築、運用状況を取締役に報告いたします。
- ニ. 当社の監査委員会及び内部監査部門が行う内部統制に関する監査は、子会社を監査対象に含めて行うことで、内部統制システムの構築、運用状況を検証、評価いたします。
- ホ. 当社内部通報システムは、子会社もその対象に含め、これを周知徹底し、的確に運用することでその実効性を向上させます。
- h. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、使用人の執行役からの独立性に関する事項
- イ. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の指名及び監査委員会の職務の補助に関する業務指示は監査委員会が行います。
 - ロ. 監査委員会は補助使用人に対し直接指揮命令を行います。また補助使用人はその職務遂行の結果報告等を監査委員会に直接行うことで、補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保を行います。
 - ハ. 補助使用人の人事考課・異動等の人事に関する事項の決定には、監査委員長の同意を得るようにいたします。
- i. 当社グループの取締役、執行役並びに使用人などが監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査委員会に報告すべき事項を定めた規程を整備し、当社グループに周知徹底いたします。また監査委員会へ報告した者が、報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けない旨を明記し、報告者の保護並びに実効性の向上を図ります。
 - ロ. 当社及び子会社の内部通報システムで通報された内容は、全て監査委員会に報告される体制を構築いたします。
- j. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査委員会、内部監査部門、会計監査人が相互に連携を図り、適切且つ効率的な監査業務を行います。
 - ロ. 監査委員会は、取締役会及び代表執行役と適宜会合を持ち、監査委員会の職務執行が効率的に行われるための相互認識を深めます。
 - ハ. 監査委員の職務執行上必要な費用は、監査委員の決裁で使用、又は前払い等を可能といたします。
- k. 反社会的勢力との関係を排除するための体制
- イ. 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、被害を未然に防止し、これらの勢力に対応するために、必要な規程、マニュアル等を整備するとともに、専門家による助言などを得ることで健全な会社運営に努めます。
 - ロ. 反社会的勢力に適切に対応するため、社内で教育、予防訓練を行います。

（リスク管理及びコンプライアンス体制）

当社は、2006年4月にCSR（企業の社会的責任）活動の推進及び内部統制機能の強化を目的としたCSR委員会を設置いたしました。当委員では、内部統制の整備、グループ経営に影響を与えるリスクの管理、法令遵守及び企業倫理の観点からのコンプライアンス体制の整備を行い、多様なビジネスリスクの低減に努力しております。

(子会社の業務の適正を確保するための体制)

当社の子会社の業務の適正を確保するため、子会社の管理に関する規程を定め、子会社の管理体制並びに子会社の取締役等の職務執行状況に関する報告体制を明確にしております。各子会社固有の事情(事業内容、規模、形態等)を考慮し、適切な内部統制システムを構築、運用するよう監督することで、子会社の法令遵守や経営の適正性及び効率性の向上、経営リスクの管理を行っております。

当社の監査委員会及び内部監査部門が行う内部統制に関する監査は、子会社を監査対象に含めており、内部通報システムも子会社を対象に含めて運用しております。

またこの他にも各分野におけるリスク管理のため、「品質保証安全管理委員会」、「PLD委員会」、「個人情報保護委員会」、「メニコン公正取引管理委員会」を設けております。中でもメルスプラン会員の個人情報管理につきましては、当社にとって重要な使命と考え、2005年12月に「プライバシーマーク」を取得しております。

(取締役の定数)

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

(取締役の選任の決議要件)

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票にはよらない旨を定款に定めております。

(株主総会の特別決議要件)

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に運営することを目的とするものであります。

(取締役、執行役の責任免除)

当社は、取締役、執行役の職務の執行にあたりその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役、執行役(これらの地位にあった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(取締役、会計監査人との責任限定契約)

イ 取締役

当社は、会社法第427条第1項の規定と同決議に基づき、取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

ロ 会計監査人

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定め株主総会の決議によらないものとする旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

当社は年1回の期末配当を基本方針としておりますが、株主への利益還元の機会を充実させるなどの理由で中間配当を実施する際に迅速な対応を可能とするため、剰余金の配当等会社法第454条第5項に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き取締役会決議によって定める旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性17名 女性1名 (役員のうち女性の比率6%)

a. 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	田中 英成	1959年10月30日	1987年3月 1994年4月 1996年4月 1997年4月 1998年4月 1998年6月 1999年4月 1999年6月 2000年4月 2000年6月 2002年4月 2010年6月	当社入社 当社取締役 当社取締役経営副本部長兼総務・人事・関工場担当 当社取締役経営副本部長兼総務担当 当社取締役経営副本部長兼マーケティング統轄部長 当社常務取締役経営副本部長兼マーケティング統轄部長 当社常務取締役経営副本部長兼経営企画統轄部長 当社取締役副社長経営本部長兼経営企画統轄部長 当社取締役副社長経営本部長兼マーケティング本部長 当社代表取締役社長兼マーケティング本部長 当社代表取締役社長兼執行役員 当社取締役兼代表執行役(現任) 当社最高経営責任者(CEO)(現任) 当社最高執行責任者(COO)	(注)3	820
取締役 取締役会議長 監査委員 指名委員	滝野 喜之	1961年9月8日	1984年3月 2010年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2018年6月	当社入社 当社経営管理室経理部長 当社経営管理室副室長 当社執行役経営管理室長 当社執行役経営統括本部経営管理室長 当社経営統括本部経営顧問 当社取締役(現任)	(注)3	14
取締役 監査委員会委員長 報酬委員	土田 時安	1957年3月3日	1980年3月 2006年4月 2009年4月 2010年4月 2012年4月 2019年4月 2019年6月	当社入社 当社執行役員生産本部長 当社執行役員グローバルマーケティング戦略室長 ㈱メニコンネクスト取締役副社長 ㈱メニコンネクスト代表取締役社長 ㈱メニコンネクスト経営顧問 当社取締役(現任)	(注)3	15

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査委員	森山 久	1960年 8月12日	1988年 2月 2006年 4月 2012年 4月 2013年 4月 2015年 4月 2016年 4月 2018年 4月 2021年 4月 2021年 6月	当社入社 当社関西営業部長 当社国内営業本部関西営業部長 当社国内特販部レンズケア西ブロック長 当社国内第1営業本部副部長 当社執行役国内第1営業本部長 当社執行役国内営業副統括本部長 当社国内社営業統括アドバイザー 当社取締役(現任)	(注)3	14
取締役 報酬委員会委員長 監査委員	堀西 良美	1968年 1月31日	2000年 4月 2000年 4月 2004年12月 2007年 4月 2014年 4月 2014年10月 2016年 6月	弁護士登録 名古屋弁護士会入会 旭川弁護士会入会 名古屋弁護士会(現・愛知県弁護士会)再入会 名古屋市建築紛争調停委員会委員 名古屋市簡易裁判所民事調停官 当社取締役(現任)	(注)3	
取締役 監査委員	渡辺 眞吾	1956年 8月 3日	1980年 4月 1984年10月 1987年10月 1990年 9月 1995年 7月 1998年 8月 2017年 7月 2018年 6月	デロイト・ハスキング・アンド・セルズ会計事務所入社 公認会計士登録 アーンスト・アンド・ヤング デュッセルドルフ事務所 アーンスト・アンド・ヤング チューリッヒ事務所 アーンスト・アンド・ヤング ロンドン事務所 新日本監査法人(現・EY新日本有限責任監査法人)名古屋事務所 渡辺眞吾公認会計士事務所開設(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	
取締役 監査委員	三宅 養三	1942年 3月31日	1968年 4月 1982年 7月 1997年 8月 2005年 5月 2007年 4月 2010年 1月 2019年 6月	名古屋大学眼科教室入局 社会保険中京病院眼科部長 名古屋大学医学部眼科教授 名古屋大学名誉教授 独立行政法人国立感覚器センター所長 愛知淑徳大学医療福祉学部教授 愛知医科大学理事長 当社取締役(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 指名委員会委員長 報酬委員	本多 立太郎	1946年6月3日	1970年4月 ㈱愛知音楽FM放送入社 1996年6月 ㈱エフエム愛知 取締役編成局長 1998年6月 ㈱エフエム愛知 常務取締役 2004年6月 ㈱エフエム愛知 代表取締役社長 2009年6月 ㈱中日本マルチメディア放送 代表 取締役社長 2017年6月 ㈱エフエム愛知 取締役会長 2019年6月 当社取締役(現任)	(注)3	6
取締役 指名委員 監査委員	柳川 勝彦	1955年12月19日	1979年4月 富士ゼロックス㈱入社 2005年4月 富士ゼロックス中国 Vice President, Marketing (上海) 2006年4月 富士ゼロックス台湾 代表取締役会長兼社長(台北) 2007年7月 富士ゼロックス㈱執行役員 アジアパシフィック営業本部長 (シンガポール) 2008年4月 富士ゼロックスアジア パシフィックPresident & CEO (シンガポール) 2009年6月 富士ゼロックス㈱ 取締役 常務執行役員 アジア・中国事業担当 2012年6月 富士ゼロックス㈱ 取締役 常務執行役員 アジア・中国事業、本社全般管掌 2014年6月 富士ゼロックス㈱ 取締役 専務執行役員 本社全般管掌 2021年6月 当社取締役(現任)	(注)3	
取締役 監査委員	竹花 一成	1956年2月27日	1980年4月 酪農学園大学 助手 2000年4月 酪農学園大学 教授 2000年4月 日本獣医解剖学会 理事 2009年4月 日本顕微鏡学会 北海道支部長 2015年6月 日本私立獣医科大学協会 事務局長 2015年8月 学校法人酪農学園 理事 (酪農学園大学 学長) 2021年6月 当社取締役(現任)	(注)3	
計					870

(注) 1. 堀西良美、渡辺眞吾、三宅養三、本多立太郎、柳川勝彦、竹花一成の各氏は、会社法第2条第15号に定める
社外取締役であります。

2. 当社は、会社法に規定する指名委員会等設置会社であります。委員会の体制は、次のとおりであります。

指名委員会 委員長 本多立太郎 委員 滝野喜之 委員 柳川勝彦
報酬委員会 委員長 堀西良美 委員 土田時安 委員 本多立太郎
監査委員会 委員長 土田時安 委員 滝野喜之 委員 森山久 委員 堀西良美
委員 渡辺眞吾 委員 三宅養三 委員 柳川勝彦 委員 竹花一成

3. 取締役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。

4. 社外取締役堀西良美氏の戸籍上の氏名は、雄山良美であります。

b. 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表執行役社長 最高経営責任者(CEO)	田中 英成	1959年10月30日	a. 取締役の状況参照		(注)	820
執行役 経営統括本部長 最高財務責任者(CFO)	渡邊 基成	1973年1月15日	1997年4月 2014年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2019年4月	当社入社 当社経営管理室財務部長 当社経営戦略室経営企画部長 当社執行役経営戦略室長 当社執行役戦略統括本部長 当社最高財務責任者(CFO)(現任) 当社執行役経営統括本部長(現任)	(注)	2
執行役 経営管理室長	三浦 要和	1961年5月13日	1984年7月 2008年4月 2010年4月 2011年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2019年4月	当社入社 当社開発本部技術研究所部長 当社開発本部技術研究部長 当社開発本部技術開発部長 当社研究開発本部技術開発部長 当社商品開発本部技術研究所所長 当社執行役生産物流本部長 当社執行役経営統括本部経営管理室長(現任)	(注)	12
執行役 生産開発統括本部長	川浦 康嗣	1969年3月9日	1992年3月 2007年4月 2007年8月 2010年11月 2013年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月	当社入社 当社MD準備室長 当社シンガポールR&Dセンター長 Menicon Singapore Pte. Ltd.社長 当社執行役エリア&プロダクツ マーケティング戦略室長 当社執行役ブランド戦略室長 当社執行役商品開発本部長 当社執行役生産開発統括本部長 (現任)	(注)	8
執行役 商品開発事業部長	ステファン・ ドナルド・ ニューマン	1956年5月16日	1997年4月 2007年7月 2010年11月 2013年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2019年4月	Igel CM Laboratory Pte Ltd入社 当社入社 R&Dヴァイスプレジデント Menicon Singapore Pte. Ltd.技術 担当役員(CTO) Menicon Singapore Pte. Ltd.社長 当社エリア&プロダクツマーケ ティング戦略室副室長 当社ブランド戦略室副室長 当社商品開発本部副本部長 当社執行役商品開発本部長 当社執行役生産開発統括本部商品 開発事業部長(現任)	(注)	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役 生産物流事業部長	杉山 章寿	1959年9月21日	1985年3月 当社入社 2002年4月 当社BIO製造開発部長 2003年6月 当社第2製品開発部長 2005年4月 当社執行役員開発本部長 2010年6月 当社執行役開発本部長 2011年4月 当社執行役グローバル研究開発戦略室長、開発本部長 2012年4月 当社執行役開発本部長 2015年4月 当社執行役研究開発本部長 2016年4月 当社執行役新規事業本部長 2017年4月 当社執行役新規事業統括本部長 2018年4月 当社執行役管理統括本部長 2019年4月 当社執行役生産開発統括本部生産物流事業部長(現任)	(注)	31
執行役 国内営業統括本部長	篠田 浩樹	1964年3月12日	1986年3月 当社入社 2006年4月 当社関東営業部長 2008年4月 当社東日本営業部長 2011年4月 当社関東営業部長 2012年4月 当社特販東ブロック部長 2013年4月 当社執行役国内営業本部長 2015年4月 当社執行役国内第2営業本部長 2018年4月 当社執行役国内営業統括本部長(現任)	(注)	14
執行役 海外統括本部長	古賀 秀樹	1969年4月23日	1993年4月 当社入社 2010年4月 (株)メニコネクト経営企画部長 2012年4月 当社経営戦略室関係会社管理部長 2013年4月 当社海外営業本部企画管理(海外)部長 2015年4月 当社海外本部北米・南米エリア部長 2016年4月 当社執行役海外本部長 2017年4月 当社執行役海外統括本部長(現任)	(注)	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
執行役 新規事業統括本部長	伊藤 渉	1960年5月19日	1983年3月	当社入社	(注)	17
			2008年1月	当社広報宣伝部長		
			2009年4月	当社国内営業統轄本部国内営業統轄企画管理部長		
			2010年4月	当社グローバルマーケティング戦略室広告宣伝・販売促進部長		
			2011年4月	当社グローバル戦略室プロモーション戦略部長		
			2012年4月	当社経営戦略室プロモーション戦略部長		
			2013年4月	当社経営戦略室経営企画部長		
			2015年4月	当社経営戦略室副室長		
			2016年4月	当社執行役国内マーケティング戦略室長		
			2018年4月	当社執行役新規事業統括本部長(現任)		
計						904

(注) 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度末までであります。

社外取締役の状況

当社取締役10名のうち社外取締役は6名であります。当社と当社の社外取締役との間には、特別の利害関係はなく、独立した立場から法務・税務・会計・会社経営等に関する豊富な知識と幅広い経験を当社に活かすとともに、社会的に公正な決定と経営の監督の実効性を上げ、取締役会を一層活性化させる役割を担っております。なお、独立性の判断に関しましては、金融商品取引所が定める独立性基準に従い独立社外取締役を選任するものとしております。

なお、各社外取締役が所有する当社の株式の数は、「役員一覧 a. 取締役の状況」に記載しております。

また、社外取締役は主として取締役会への出席を通じて監督を行っておりますが、監査委員会より職務執行状況の報告を受けることで、監督の実効性確保に努めております。また、監査委員会を務める社外取締役については、随時監査部と連絡・協議することで、監査情報を共有しております。さらに会計監査人とも監査の方針・方法について打ち合わせを行うとともに、実施状況、監査結果につき、説明・報告を受け意見交換を実施しております。

また、当社は会社法第427条に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、法令が定める額としております。

(3) 【監査の状況】

監査委員会監査の状況

監査委員会は、取締役8名（内、社外取締役5名）で構成し、取締役及び執行役の業務執行に対して、適法性、妥当性監査及び監査報告の作成と株主総会に提出する会計監査人の選解任並びに再任しないことに関する議案を決定しております。

監査方針及び監査計画を定め、取締役及び執行役から、定期的に、その職務の執行に関する事項の報告を受けたり、聴取したりしております。また、業務の処理や財産の管理等が適正に行われているかについて、主要な事業所を調査し、関係会社から報告を受け、その結果について監査委員会で報告しております。また、会計監査人から、その監査計画及び監査の結果について報告及び説明を受け、これに基づき財務諸表監査の結果について検証を行っております。会計監査人の品質管理体制についても報告及び説明を受けております。

監査委員会における主な検討事項としては、監査の基本方針、実施計画及び監査の方法、委員の職務分担、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する事項、会計監査人の報酬、監査報告書の内容に関する事項、その他委員の職務の執行等であります。

また、常勤の監査委員の活動としては、執行役会等社内の重要な会議や内部監査部門の監査報告会に出席し、業績検討会議資料や監査報告書等を閲覧し、必要に応じて内部監査の担当部署に対し、監査の対象部門や重点監査項目等について指示を行っております。

当事業年度において当社は監査委員会を月1回開催しており、個々の監査委員の出席状況については次のとおりであります。

なお、監査委員のうち、滝野喜之氏は経理部長及び経営管理室長の経験等、当社経理・財務部門における長年の業務経験があり、渡辺眞吾氏は公認会計士の資格を有しており、両名とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

氏名	開催回数	出席回数
土田 時安	12回	12回
滝野 喜之	12回	12回
堀西 良美	12回	12回
本多 英司	12回	12回
渡辺 眞吾	12回	12回
三宅 養三	12回	12回
本多 立太郎	12回	12回

内部監査の状況

代表執行役直轄の独立した専任組織として監査部（内部監査従事者6名）を設置し、業務の有効性及び効率性の観点から当社内部部門及び子会社（国内外）の監査を行っております。監査部は、会社の会計が法令その他の諸規程に準拠して正確に処理され、且つ財産の管理及び保全が適切に行われているか、また、会社の業務が法令、定款及び諸規程に準拠し、且つ経営目的達成のため、合理的且つ効果的に運営されているかについて調査及び評価し、その結果を代表執行役及び取締役（監査委員会含む）へ報告しております。さらに、監査機能を高めるため、監査部は、監査委員会、会計監査人と共に「三様監査連絡会」を四半期に一度開催し、情報・意見交換や協議を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

1993年以降

c. 業務を執行した公認会計士

大橋 正明

都 成哲

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他15名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際して、当社の広範囲な業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる規模と世界的なネットワークを持つこと、審査体制が整備されていること、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有すること、監査工数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること等を選定方針とし審議し、監査委員会の同意を得てEY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選定しています。

また、当社は会社法第340条第1項及び第6項に定める監査委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の独立性をはじめとする適格性及び職務遂行状況等について常に留意するとともに、その職責を全うする上で重要な疑義を招く事象が継続して発生した場合や、会計監査人の継続監査年数などを勘案し、解任又は不再任と判断した場合において、監査委員会は株主総会に解任又は不再任に関する議案を上程する方針です。

f. 監査委員会による監査法人の評価

当社の監査委員会は、事業年度毎に会計監査人に対して評価を行っており、同会計監査人による監査は、従前から適正に行われていることを認識しています。

また、監査委員会は株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容に関する審議・決議をしており、その際には日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に評価を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	48	0	59	15
連結子会社	-	-	-	-
計	48	0	59	15

当社における非監査業務の内容は、2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するコンフォートレター作成業務及び収益認識に関する会計基準等の適用に関する助言業務等であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (Ernst & Young) に対する報酬 (a.を除く)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	5	18	-	10
連結子会社	31	33	34	25
計	37	52	34	36

当社における非監査業務の内容は、税務申告に関するアドバイザー業務及び海外ストック・オプション付与における税務、法務における助言業務他海外税務関連業務等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、税務申告、移転価格文書作成支援業務及び税務に関するアドバイザー業務等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査報酬の決定方針は定めてはいませんが、会計監査人からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査委員会の同意を得て代表執行役が決定する手続きを実施しています。

e. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りなど当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額等は適正であると判断し同意しました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定の運用指針を以下のように定めており、各役員がその職務の執行を強く動機づけられると共に、企業価値向上の成果（業績）を報酬に反映したものとしております。

- イ．成果をあげた者が報われることで、強い動機づけを生み出す。
- ロ．短期業績に加え長期視点の企業価値向上への貢献も報酬に反映する。
- ハ．報酬は仕事（＝職務や成果）に対応したものであることを基本とする。
- ニ．株主や従業員に説明できる公正で妥当性のある報酬内容とする。
- ホ．当社の経営陣に優秀な人材確保を可能とする報酬内容とする。

また、その決定方法は、その合理性、透明性を維持することでコーポレート・ガバナンスの向上に繋げるものとし、取締役3名（うち社外取締役2名）で構成する報酬委員会が、経営環境、業績、他社水準などを考慮して適切な水準で決定しています。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は報酬委員会が有しており、その権限の内容及び裁量の範囲は以下の通りです。

- イ．取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定
- ロ．上記イに基づく職務執行に必要な、基本方針の決定、運用規則、手続等の制定や改廃
- ハ．その他、委員会が職務執行に必要と認めた事項

また、報酬委員会における手続は、役員報酬に関する規則並びに細則に基づき、担当職務の評価及び業績の実績に基づいて報酬委員会にて承認しております。当事業年度においては、前事業年度の担当職務の評価及び業績の実績に基づき、役員の報酬額を報酬委員会にて2020年6月24日に決定いたしました。当該内容は上述の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定の運用指針と実質的には同じものであり、報酬委員会は、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

当社の役員報酬は、上記に記載の報酬決定の運用指針に基づき、報酬の構成を以下の通りとしております。

- イ．基本的報酬として担当職務及び業績成果により年間報酬額を決定しています。なお執行役の報酬は、業績成果をより大きく反映する内容となっています。
- ロ．株主の皆様と利益意識の共有を図ると共に、中長期的視点で業績向上に継続して取り組むことを強く動機づけるインセンティブとして、株式報酬型ストック・オプション制度を設けています。

上記イの報酬には業績報酬が含まれており、連結売上高の前年比伸長率・連結営業利益率・連結ROA・連結ROEの総合計を評価に使用しております。これは、役員の業績評価制度が役員のモチベーション向上を通じて、当社の企業価値向上に寄与すると共に、公平で納得感のあるものとする事で役員自身の努力に報酬で正当に報いるものとするために採用しており、担当職務の評価も含めて報酬委員会にて役員報酬を決定しております。当事業年度においては、前事業年度の連結財務諸表（百万円未満を切り捨てた数値）で算出した各指標の総合計を評価に使用しております。前事業年度においては、役員報酬に関する規則並びに細則に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響額を補正した業績を連結営業利益率・連結ROA・連結ROEについて用いており、報酬委員会にて中立的かつ厳正にその内容の適正・妥当性を審議しております。具体的には、連結売上高の前年比伸長率：4.5%・連結営業利益率：8.5%・連結ROA：5.0%・連結ROE：8.6%の総合計：26.6%です。なお、各指標に目標は設定しておらず、評価点として使用しております。

上記ロの株式報酬型ストック・オプションは非金銭報酬として支給している報酬であり、親会社株主に帰属する当期純利益の年度計画達成・提出会社の営業利益及び当期純利益の年度計画達成・連結売上高及び提出会社の売上高が前年比伸長していることの3つの条件を満たした場合に付与を検討しております。これは、役員の中長期的な業績や企業価値の向上に対する貢献意欲及び士気を一層高めることを付与の趣旨としているために採用しており、報酬委員会における検討・決議を経て実施の是非が決定されます。当事業年度においては、前事業年度の連結財務諸表及び提出会社の財務諸表にて上記条件を判定しております。前事業年度においては、役員報酬に関する規則並びに細則に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響額を補正した業績を親会社株主に帰属する当期純利益・提出会社の営業利益並びに当期純利益について用いており、報酬委員会にて中立的かつ厳正にその内容の適正・妥当性を審議しております。具体的には、親会社株主に帰属する当期純利益：4,175百万円に対し年度計画：4,091百万円で計画達成、提出会社の営業利益：5,557百万円に対し年度計画：4,985百万円・提出会社の当期純利益：3,409百万円に対し年度計画：3,356百万円で計画達成、連結売上高の前年比伸長率：4.5%・提出会社の売上高の前年比伸長率：5.7%でどちらも前年比伸長と全ての条件を達成したため、当事業年度において株式報酬型ストック・オプションを付与しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬		退職慰労金	
			金銭報酬	非金銭報酬		
取締役 (社外取締役を除く)	63	54	4	2	1	4
執行役	413	215	150	47	-	10
社外取締役	36	35	1	-	-	6

- (注) 1. 2021年3月期末現在の人員は取締役9名(社外取締役6名)、執行役10名で取締役のうち1名は執行役を兼務しております。
2. 退職慰労金は、任期満了による退任や当社グループ会社役員への転籍等の政策的な要件により次年度在任しない役員(社外取締役を除く)に対し、在任時の業績貢献に報いることを目的として、株式報酬型ストック・オプションの付与条件を満たした場合にのみ、報酬委員会にて決定し支給している業績貢献報酬を指します。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等 の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)		
				固定報酬	業績連動報酬	
					金銭報酬	非金銭報酬
田中 英成	151	取締役	提出会社	15	1	0
		執行役	提出会社	87	30	16

- (注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、当社グループの財務活動を円滑にすると判断される場合や、当社グループの事業上の関係強化、取引関係の強化が必要と判断される場合など、合理的な理由があり当社の企業価値向上につながると判断した企業の株式を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

純投資目的以外の目的である投資株式は、合理的な理由があり当社の企業価値向上につながると判断した場合には保有することとしていますが、保有は必要最小限としております。また、事業上のメリットやリスク、経済合理性を総合的に勘案することで個別銘柄の保有の適否を検証しております。なお、この検証は毎年実施し、保有の意義が必ずしも十分でないとは判断される銘柄については、原則として縮減することとしており、当事業年度については、7銘柄を保有継続することといたしました。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	1
非上場株式以外の株式	4	238

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式			

(注) 「 」は、株式数が増加していないことを示しております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	2	0
非上場株式以外の株式		

(注) 「 」は、株式数が減少していないことを示しております。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、 定量的な保有効果	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)三菱UFJ フィナンシャル・グループ	177,300	177,300	円滑な資金調達のため。 事業上のメリットやリスク、経済合理性 を総合的に勘案して保有の合理性を検証し ております。	無
	104	71		
(株)静岡銀行	114,000	114,000	円滑な資金調達のため。 事業上のメリットやリスク、経済合理性 を総合的に勘案して保有の合理性を検証し ております。	有
	99	74		
(株)みずほフィナ ンシャルグルー プ	17,700 (注)3	177,008	円滑な資金調達のため。 事業上のメリットやリスク、経済合理性 を総合的に勘案して保有の合理性を検証し ております。	無
	28	21		
(株)りそなホール ディングス	14,000	14,000	円滑な資金調達のため。 事業上のメリットやリスク、経済合理性 を総合的に勘案して保有の合理性を検証し ております。	無
	6	4		

- (注) 1. 定量的な保有効果の記載は困難なため、保有の合理性を検証した方法を記載しております。
2. 株式数が増加した銘柄はありません。
3. 株式の併合により株式数が減少しております。

みなし保有株式

該当するものではありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当するものではありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当するものではありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当するものではありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、適正な連結財務諸表等を作成するため、社内規程やマニュアルを整備し、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種団体が主催するセミナーへの参加や参考図書により知識を深め、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を構築しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 17,327	2 41,455
受取手形及び売掛金	9,733	10,735
商品及び製品	9,798	11,624
仕掛品	905	1,271
原材料及び貯蔵品	2,226	2,605
その他	1,878	2,694
貸倒引当金	148	178
流動資産合計	41,722	70,207
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	20,895	22,682
減価償却累計額	10,204	11,007
建物及び構築物（純額）	10,690	11,674
機械装置及び運搬具	22,447	23,881
減価償却累計額	14,798	16,538
機械装置及び運搬具（純額）	7,649	7,343
工具、器具及び備品	7,911	8,750
減価償却累計額	6,559	7,200
工具、器具及び備品（純額）	1,352	1,549
土地	4,926	4,956
リース資産	849	2,172
減価償却累計額	726	292
リース資産（純額）	122	1,879
使用权資産	4,782	5,709
減価償却累計額	644	1,406
使用权資産（純額）	4,137	4,303
建設仮勘定	5,793	7,584
その他	-	10
減価償却累計額	-	-
その他（純額）	-	10
有形固定資産合計	34,672	39,301
無形固定資産		
のれん	2,437	4,878
特許権	975	730
その他	3,651	6,595
無形固定資産合計	7,064	12,204
投資その他の資産		
投資有価証券	1 505	1 452
長期貸付金	48	42
繰延税金資産	1,254	2,063
その他	2,033	2,471
貸倒引当金	15	11
投資その他の資産合計	3,826	5,017
固定資産合計	45,564	56,523
資産合計	87,286	126,731

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,373	4,205
短期借入金	3 77	3 258
1年内償還予定の社債	1,465	1,029
1年内返済予定の長期借入金	1,798	1,583
リース債務	720	2,096
未払金	4,583	5,167
未払法人税等	1,398	1,856
賞与引当金	1,598	1,914
ポイント引当金	67	15
その他	5,669	4,401
流動負債合計	21,751	22,530
固定負債		
社債	4,082	3,053
転換社債型新株予約権付社債	-	22,868
長期借入金	1,692	8,278
リース債務	3,594	6,139
長期未払金	1,485	1,438
退職給付に係る負債	622	752
繰延税金負債	339	450
資産除去債務	105	104
その他	93	129
固定負債合計	12,014	43,215
負債合計	33,765	65,745
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,396	5,414
新株式申込証拠金	1	-
資本剰余金	6,658	6,640
利益剰余金	42,764	47,660
自己株式	441	442
株主資本合計	54,378	59,273
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	20	87
為替換算調整勘定	1,020	217
その他の包括利益累計額合計	999	129
新株予約権	88	1,790
非支配株主持分	53	49
純資産合計	53,520	60,985
負債純資産合計	87,286	126,731

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)	
売上高		84,519		86,209
売上原価	1, 3	39,291	1, 3	40,392
売上総利益		45,227		45,817
販売費及び一般管理費	2, 3	38,194	2, 3	37,710
営業利益		7,033		8,106
営業外収益				
受取利息		4		4
受取配当金		10		10
条件付取得対価に係る公正価値変動額		-		36
助成金収入		107		380
その他		285		267
営業外収益合計		408		700
営業外費用				
支払利息		188		229
社債発行費		23		49
持分法による投資損失		300		39
条件付取得対価に係る公正価値変動額		164		-
契約解約損		96		-
その他		112		139
営業外費用合計		887		458
経常利益		6,554		8,348
特別利益				
固定資産売却益	4	25	4	2
補助金収入		15		10
段階取得に係る差益		52		481
その他		-		49
特別利益合計		94		543
特別損失				
固定資産売却損	5	64	5	5
固定資産除却損	6	179	6	146
減損損失	7	113	7	340
その他		26		45
特別損失合計		383		537
税金等調整前当期純利益		6,265		8,353
法人税、住民税及び事業税		2,370		2,535
法人税等調整額		168		134
法人税等合計		2,201		2,400
当期純利益		4,063		5,953
非支配株主に帰属する当期純利益		2		1
親会社株主に帰属する当期純利益		4,060		5,952

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
当期純利益	4,063	5,953
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	25	67
為替換算調整勘定	204	791
持分法適用会社に対する持分相当額	30	11
その他の包括利益合計	1 260	1 870
包括利益	3,802	6,823
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,800	6,822
非支配株主に係る包括利益	1	1

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,379	-	2,553	39,690	2,414	43,208
当期変動額						
新株の発行	2,016		2,016			4,032
新株式申込証拠金の増減		1				1
剰余金の配当				986		986
親会社株主に帰属する当期純利益				4,060		4,060
自己株式の取得					0	0
自己株式の処分			2,088		1,973	4,061
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	2,016	1	4,104	3,074	1,972	11,169
当期末残高	5,396	1	6,658	42,764	441	54,378

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	46	786	739	38	42	42,549
当期変動額						
新株の発行						4,032
新株式申込証拠金の増減						1
剰余金の配当						986
親会社株主に帰属する当期純利益						4,060
自己株式の取得						0
自己株式の処分						4,061
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	26	234	260	50	10	198
当期変動額合計	26	234	260	50	10	10,971
当期末残高	20	1,020	999	88	53	53,520

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位: 百万円)

	株主資本					
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,396	1	6,658	42,764	441	54,378
当期変動額						
新株の発行	18		18			37
新株式申込証拠金の増減		1				1
剰余金の配当				1,056		1,056
親会社株主に帰属する当期純利益				5,952		5,952
自己株式の取得					0	0
自己株式の処分						-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			36			36
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	18	1	17	4,895	0	4,895
当期末残高	5,414	-	6,640	47,660	442	59,273

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	20	1,020	999	88	53	53,520
当期変動額						
新株の発行						37
新株式申込証拠金の増減						1
剰余金の配当						1,056
親会社株主に帰属する当期純利益						5,952
自己株式の取得						0
自己株式の処分						-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						36
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	67	803	870	1,701	3	2,569
当期変動額合計	67	803	870	1,701	3	7,464
当期末残高	87	217	129	1,790	49	60,985

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,265	8,353
減価償却費	4,486	5,286
減損損失	113	340
のれん償却額	935	742
固定資産除却損	179	146
段階取得に係る差益	52	481
補助金収入	15	10
受取利息及び受取配当金	14	15
支払利息	188	229
為替差損益(は益)	72	92
売上債権の増減額(は増加)	98	412
たな卸資産の増減額(は増加)	548	1,166
仕入債務の増減額(は減少)	409	485
賞与引当金の増減額(は減少)	11	133
その他	306	609
小計	11,419	13,177
利息及び配当金の受取額	17	15
利息の支払額	117	145
法人税等の支払額	2,623	2,428
補助金の受取額	15	10
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,712	10,628
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	279	500
無形固定資産の取得による支出	885	1,684
有形固定資産の取得による支出	5,592	10,191
有形固定資産の売却による収入	246	35
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	1,625	2 4,041
その他	79	248
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,656	15,629
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	14	19
長期借入れによる収入	7	8,000
長期借入金の返済による支出	1,989	1,802
社債の発行による収入	1,976	-
社債の償還による支出	1,765	1,465
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	24,445
リース債務の返済による支出	745	1,146
セール・アンド・リースバックによる収入	-	1,927
配当金の支払額	986	1,055
自己株式の売却による収入	25	-
その他	51	7
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,438	28,913
現金及び現金同等物に係る換算差額	111	416
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,494	24,329
現金及び現金同等物の期首残高	19,286	16,791
現金及び現金同等物の期末残高	1 16,791	1 41,120

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

国内子会社 11社

海外子会社 21社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略していません。

当連結会計年度において、株式会社ハマノコンタクト及び子会社1社を、大連板橋医療器械有限公司を含む板橋貿易グループの株式を取得したことにより5社を、連結の範囲に含めております。

また、中国において株式会社アルファコーポレーションの子会社である阿迎発(無錫)医療科技有限公司、株式会社メニワンの子会社である美尼旺(上海)寵物保健有限公司、マレーシアにおいてMenicon Malaysia Sdn. Bhd.を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

さらに、連結子会社であったFirst Glory Holdings Ltd.は清算に伴い、FINEKO S.p.A.グループの内2社は合併に伴い当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

Troy(CL)Limited、David Thomas Limited、Howper 685 Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に関していずれも少額であることから、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

会社等の名称

Big Picture Medical Pty Ltd

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

Troy(CL)Limited、David Thomas Limited、Howper 685 Limited

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社は、決算日が連結決算日と異なるため、仮決算に基づく財務諸表を使用していません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大連板橋医療器械有限公司、株式会社ハマノコンタクト他6社の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成に当たっては、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、連結子会社であるSOLEKO S.p.A.及びOPTOFLEX S.r.l.につきまして、当連結会計年度より決算日を12月31日から3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。この決算期変更により、当連結会計年度において、2020年1月1日から2021年3月31日までの15ヶ月間を連結し、決算期変更に伴う影響額は損益計算書を通して調整しております。

当該連結子会社2社の2020年1月1日から2020年3月31日までの売上高は558百万円、営業利益は61百万円、経常利益は56百万円、税金等調整前当期純利益は56百万円であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

a 商品・製品・仕掛品

主として総平均法

b 原材料

主として移動平均法

c 貯蔵品

主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く)

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～25年

無形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権 8～15年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

使用権資産

資産の耐用年数またはリース期間のいずれか短い方の期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額を費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的としたポイント制度において、顧客に付与したポイントの将来の使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。また、一部の連結子会社については、将来のポイント使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末未使用残高に過去の使用実績割合等に乗じた金額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は発生年度に一括して費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、先物為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建予定取引、借入金の利息

ヘッジ方針

デリバティブ管理規程に基づき為替相場の変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替変動による影響と相殺又は一定の範囲に限定する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、原則として10年以内の均等償却をしておりますが、金額が僅少な場合は、発生時の損益として処理しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない短期的な投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 条件付取得対価に係る公正価値

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
長期未払金	872

会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、一部のコンタクトレンズを製造する上で特殊技術を第三者より譲り受けており、その対価として一定期間に渡りロイヤリティを支払う旨の契約を締結しております。同契約の中でロイヤリティは特殊技術を用いた製品の販売高に一定率を乗じた金額を支払う内容になっており、当社グループは毎期上記に基づいて算定されたロイヤリティを支払うとともに毎期末同製品の将来販売高に基づいたロイヤリティの金額を算定し未払金として計上しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響について、事業環境の変化及び新型コロナウイルス感染症の影響等による同製品の将来販売高に変更が生じた場合は、未払金計上金額の評価替えに伴う費用収益を計上する可能性があります。

(2) のれんの評価

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
のれん	4,878

会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業活動によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

のれんの金額は、売上成長率等の一定の仮定をおいて策定された被取得企業の事業計画に基づき算定された将来キャッシュ・フローにより回収可能性を判断しております。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結財務諸表において、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「社債発行費」は重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」に表示した「その他」136百万円は、「社債発行費」23百万円、「その他」112百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「段階取得に係る差益」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「持分法による投資損益」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「投資有価証券の取得による支出」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示した「持分法による投資損益」300百万円、「その他」46百万円は、「段階取得に係る差益」52百万円、「その他」306百万円として組み替えております。また、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「投資有価証券の取得による支出」0百万円、「その他」78百万円は、「その他」79百万円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会経済活動に大きな影響を与える事象であり、当社グループの事業活動にも影響を及ぼしています。

現時点で収束時期やその影響額の程度を正確に予測することは困難な状況ですが、当社グループでは翌連結会計年度の一定の期間にわたり新型コロナウイルス感染症の影響が継続するという一定の仮定を置いて、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は不確実性が高いため、収束時期の遅れなど今後の状況の変化により判断を見直した結果、翌連結会計年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券(株式)	50百万円	35百万円

- 2 担保資産

代理店契約の取引保証として次の資産を差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
現金及び預金	18百万円	18百万円

- 3 当社及び連結子会社(株式会社ダブリュ・アイ・システム、株式会社アルファコーポレーション、板橋貿易株式会社、SOLEKO S.p.A.)は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行(18行)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	20,042百万円	27,543百万円
借入実行残高	30百万円	180百万円
差引額	20,012百万円	27,363百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれており
ます。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
96百万円	88百万円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与及び賞与	7,590百万円	7,894百万円
賞与引当金繰入額	813百万円	851百万円
退職給付費用	326百万円	276百万円
貸倒引当金繰入額	97百万円	74百万円
ポイント引当金繰入額	49百万円	51百万円
研究開発費	3,792百万円	3,579百万円

- 3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
3,813百万円	3,598百万円

- 4 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
機械装置及び運搬具	1百万円	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円	2百万円
土地	23百万円	- 百万円
合計	25百万円	2百万円

同一物件の売却により発生した売却益と売却損は相殺して、連結損益計算書上では固定資産売却益として表示して
おります。

- 5 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	10百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	- 百万円	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円	- 百万円
土地	53百万円	4百万円
合計	64百万円	5百万円

同一物件の売却により発生した売却益と売却損は相殺して、連結損益計算書上では固定資産売却損として表示して
おります。

6 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	42百万円	49百万円
機械装置及び運搬具	18百万円	0百万円
工具、器具及び備品	3百万円	14百万円
建設仮勘定	99百万円	0百万円
ソフトウェア	15百万円	30百万円
その他	- 百万円	50百万円
合計	179百万円	146百万円

7 減損損失

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
関東地区	営業店舗	建物及び構築物、 工具、器具及び備品等	96
九州地区		建物及び構築物等	16

当社グループは、減損会計の適用にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っており、原則として管理会計上の区分を基準にグルーピングを行っております。

営業店舗については、営業活動から生ずる利益が継続してマイナスとなっている店舗等を対象に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額の算定は使用価値によっており、使用価値は、見積将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため零として算定しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
関東地区	営業店舗	建物及び構築物、 工具、器具及び備品等	53
九州地区		建物及び構築物等 工具、器具及び備品等	42
英国・ノーザンプトン	事業用資産	使用権資産 機械及び装置 工具、器具及び備品等	120
シンガポール	事業用資産	機械及び装置	87
米国・マサチューセッツ州	事業用資産	使用権資産 ソフトウェア 工具、器具及び備品等	36

当社グループは、減損会計の適用にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っており、原則として管理会計上の区分を基準にグルーピングを行っております。

営業店舗については、営業活動から生ずる利益が継続してマイナスとなっている店舗等を対象に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額の算定は使用価値によっており、使用価値は、見積将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため零として算定しております。

事業用資産については、Menicon Limitedの業績が当初計画を大きく下回って推移していることから、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額の算定は正味売却価額により測定・評価しております。

また、Menicon Singapore Pte. Ltd.において進めていた製品開発において、開発方針の見直しの意思決定がなされたため、当該製品開発に伴う生産設備について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として

計上しております。回収可能価額の算定はコスト・アプローチにより測定・評価しております。

さらに、Menicon America, Inc.の業績が当初計画を大きく下回って推移していることから、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額の算定は使用価値によっており、使用価値は、見積将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	59百万円	95百万円
組替調整額	18百万円	1百万円
税効果調整前	41百万円	97百万円
税効果額	15百万円	29百万円
その他有価証券評価差額金	25百万円	67百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	196百万円	826百万円
組替調整額	7百万円	49百万円
税効果調整前	189百万円	776百万円
税効果額	15百万円	15百万円
為替換算調整勘定	204百万円	791百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	29百万円	11百万円
組替調整額	1百万円	-百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	30百万円	11百万円
その他の包括利益合計	260百万円	870百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	36,804,000	1,211,944	-	38,015,944

(変動事由の概要)

転換社債型新株予約権付社債の権利行使による増加	1,135,944株
新株予約権の行使による増加	76,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,573,484	87	1,285,735	287,836

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加	87株
新株予約権の行使による減少	41,800株
転換社債型新株予約権付社債の権利行使による減少	1,243,935株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)1,2,3	普通株式	1,242,600	1,335	1,243,935	-	-
	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)1,2,3	普通株式	1,134,720	1,224	1,135,944	-	-
	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	88
合計			2,377,320	2,559	2,379,879	-	88

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整による増加	1,335株
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整による増加	1,224株
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による減少	1,243,935株
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による減少	1,135,944株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	986	28.00	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,056	28.00	2020年3月31日	2020年6月25日

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	38,015,944	61,500	-	38,077,444

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による増加 61,500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	287,836	40	-	287,876

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 40株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2025年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権 付社債 (注)1, 2, 3	普通株式	-	3,106,848	-	3,106,848	1,632
	ストック・オプション としての新株予約権 (注)4	-	-	-	-	-	158
合計			-	3,106,848	-	3,106,848	1,790

- (注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
2. 転換社債型新株予約権付社債については、区分法によっております。
3. 目的となる株式の数の変動事由の概要
2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、当該社債の発行によるものであります。
4. 上記ストック・オプションとしての新株予約権のうち、権利行使期間の初日が到来していないものは、11百万円であります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月27日 取締役会	普通株式	1,056	28.00	2020年3月31日	2020年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,322	35.00	2021年3月31日	2021年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	17,327百万円	41,455百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	536百万円	334百万円
現金及び現金同等物	16,791百万円	41,120百万円

- 2 株式取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

株式の取得により新たに板橋貿易株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	3,633百万円
固定資産	1,102百万円
のれん	2,255百万円
流動負債	2,353百万円
固定負債	566百万円
非支配株主持分	2百万円
支配獲得までの既取得価額	88百万円
段階取得に係る差益	481百万円
株式の取得価額	3,500百万円
現金及び現金同等物	284百万円
差引：取得のための支出	3,215百万円

- 3 重要な非資金取引の内容

転換社債型新株予約権付社債における新株予約権の権利行使

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
新株予約権の行使による 資本金増加額	1,990百万円	- 百万円
新株予約権の行使による 資本剰余金増加額	1,990百万円	- 百万円
新株予約権の行使による 自己株式処分差益	2,114百万円	- 百万円
新株予約権の行使による 自己株式の減少額	1,909百万円	- 百万円
新株予約権の行使による 新株予約権付社債減少額	8,005百万円	- 百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主にコンタクトレンズ製造における生産設備(機械装置及び運搬具)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	208	212
1年超	903	733
合計	1,111	945

(注) IFRS第16号を適用し、連結貸借対照表に資産及び負債を計上しているリース取引については含まれておりません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資は短期運用を中心に中長期運用を組み合わせた安全性の高い金融資産で運用しております。

資金調達については主にコンタクトレンズの製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に転換社債型新株予約権付社債発行及び銀行借入)を調達しております。

また、デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券の中には取引先企業との業務に関連する株式があり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及び社債並びに転換社債型新株予約権付社債は、設備投資及び企業買収等に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。また、長期未払金について主な内訳は役員退職慰労金及び営業権購入の支払対価であり、海外子会社で計上されているものについては為替リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4. 会計方針に関する事項(7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い債権管理を行うこととし、各営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすると共に財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより軽減を図っております。連結子会社についても当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスクの管理

当社及び連結子会社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

一部の外貨建債権債務については、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに対応しております。また、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、実需が伴う取引をヘッジ対象として行っており、原則として執行役会で承認を得ることとしております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署及び連結子会社からの報告に基づき財務&IR部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当社は主として一般消費者（不特定多数）を顧客にしているため大口顧客に該当する得意先はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2をご参照ください）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	17,327	17,327	-
(2) 受取手形及び売掛金	9,733	9,733	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	361	361	-
資産計	27,423	27,423	-
(1) 支払手形及び買掛金	4,373	4,373	-
(2) 短期借入金	77	77	-
(3) 未払金	4,583	4,583	-
(4) 社債	5,547	5,583	35
(5) 転換社債型新株予約権付社債	-	-	-
(6) 長期借入金	3,490	3,506	15
(7) 長期未払金	973	962	11
負債計	19,044	19,085	40
デリバティブ取引	-	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	41,455	41,455	-
(2) 受取手形及び売掛金	10,735	10,735	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	406	406	-
資産計	52,596	52,596	-
(1) 支払手形及び買掛金	4,205	4,205	-
(2) 短期借入金	258	258	-
(3) 未払金	5,167	5,167	-
(4) 社債	4,082	4,091	9
(5) 転換社債型新株予約権付社債	22,868	23,315	446
(6) 長期借入金	9,862	9,881	19
(7) 長期未払金	872	860	12
負債計	47,316	47,780	463
デリバティブ取引	-	-	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券関係」注記を参照ください。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 転換社債型新株予約権付社債

この時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(6) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、金利スワップの特例処理を採用している長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しております。

(7) 長期未払金

将来支払額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	2020年3月31日	2021年3月31日
非上場株式		
関係会社株式	50	35
其他有価証券	90	1
出資金	3	8
役員退職慰労金	511	566

これらについては市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、「(3) 投資有価証券」及び「(7) 長期未払金」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	17,327	-	-	-
受取手形及び売掛金	9,733	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの(債券)	-	12	-	-
合計	27,061	12	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	41,455	-	-	-
受取手形及び売掛金	10,735	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの(債券)	-	32	-	-
合計	52,190	32	-	-

(注) 4. 短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	77	-	-	-
社債	1,465	2,748	1,333	-
転換社債型新株予約権付社債	-	-	-	-
長期借入金	1,798	1,692	-	-
合計	3,340	4,441	1,333	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	258	-	-	-
社債	1,029	1,886	1,167	-
転換社債型新株予約権付社債	-	22,868	-	-
長期借入金	1,583	4,977	3,301	-
合計	2,870	29,732	4,468	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	190	130	60
債券			
国債・地方債等	-	-	-
小計	190	130	60
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	86	113	26
債券			
国債・地方債等	12	12	-
社債	-	-	-
その他	71	84	13
小計	171	210	39
合計	361	341	20

(注) 1. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額143百万円) につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

2. 「その他」の中には複合金融商品が含まれており、当連結会計年度に8百万円を営業外収益に計上しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

区分	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	274	144	129
債券			
国債・地方債等	12	12	0
小計	287	157	130
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	99	99	0
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	20	20	-
その他	-	-	-
小計	119	119	0
合計	406	276	129

(注) 1. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額45百万円)につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

2. 前連結会計年度の「その他」の中には複合金融商品が含まれており、当連結会計年度に18百万円を営業外収益に計上しております。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

組込デリバティブを区分して測定できない複合金融商品については、全体を時価評価し、「注記事項(有価証券関係)」に含めて記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,000	900	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	4,000	2,333	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は確定拠出型の年金制度を採用しており、一部の国内連結子会社は確定給付型の退職一時金制度を採用しております。

また、在外連結子会社は、一部の会社につき確定給付企業年金制度、退職一時金制度を採用し、一部の会社においては確定拠出型の年金制度を採用しております。

なお、一部の在外連結子会社が有する確定給付企業年金制度は原則法、国内連結子会社及び在外連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	-	238
新規連結に伴う増加額	212	-
勤務費用	6	52
利息費用	1	5
数理計算上の差異の当期発生額	11	-
退職給付の支払額	2	66
その他	8	31
退職給付に係る負債の期末残高	238	198

(2) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	6	52
利息費用	1	5
数理計算上の差異の費用処理額	11	-
退職給付制度に係る退職給付費用	19	57

(3) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
数理計算上の差異	11	-
合計	11	-

(4) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
未認識数理計算上の差異	-	-
合計	-	-

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	1.8%	1.4%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	331	383
退職給付費用	65	22
退職給付の支払額	10	13
新規連結に伴う増加額	4	149
その他	7	12
退職給付に係る負債の期末残高	383	553

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	110	111
年金資産	0	0
	110	110
非積立型制度の退職給付債務	273	443
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	383	553
	383	553
退職給付に係る負債	383	553
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	383	553

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前連結会計年度 65百万円

当連結会計年度 22百万円

4. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度439百万円、当連結会計年度458百万円であり
ます。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	62百万円	72百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2011年6月28日	2012年6月27日	2014年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役 18名 (内取締役兼執行役 1名)	当社子会社取締役 6名 当社子会社従業員 28名	当社取締役及び執行役 19名 (内取締役兼執行役 1名)
株式の種類及び付与数	普通株式 440,000株	普通株式 460,000株	普通株式 236,000株
付与日	2011年8月1日	2012年8月1日	2014年8月1日
権利確定条件	付与日(2011年8月1日)から権利確定日(2013年12月31日)までの間、継続して当社又は当社子会社の取締役もしくは執行役の地位にあることを要します。但し、任期満了による退任、その他取締役会が認めた場合はこの限りではありません。	付与日(2012年8月1日)から権利確定日(2014年6月27日)までの間、継続して当社又は当社子会社の取締役・執行役・監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、任期満了による退任、その他取締役会が認めた場合はこの限りではありません。	付与日(2014年8月1日)から権利確定日(2016年6月26日)までの間、継続して当社又は当社子会社の取締役・執行役・監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、任期満了による退任、その他取締役会が認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	2011年8月1日～ 2013年12月31日	2012年8月1日～ 2014年6月27日	2014年8月1日～ 2016年6月26日
権利行使期間	2014年1月1日～ 2023年12月31日	2014年6月28日～ 2022年6月27日	2016年6月27日～ 2024年6月26日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2016年6月27日	2016年6月27日	2018年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役 10名 (内取締役兼執行役1名)	当社子会社取締役 8名	当社子会社取締役 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 19,200株	普通株式 8,200株	普通株式 3,900株
付与日	2016年8月1日	2016年8月1日	2018年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年8月2日～ 2046年8月1日	2016年8月2日～ 2046年8月1日	2018年8月2日～ 2048年8月1日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2019年6月27日	2019年6月27日	2019年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役 11名 (内取締役兼執行役1名)	当社執行役 2名	当社子会社取締役 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 12,400株	普通株式 2,000株	普通株式 3,300株
付与日	2019年8月1日	2019年8月1日	2019年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年8月2日～ 2049年8月1日	2019年8月2日～ 2049年8月1日	2019年8月2日～ 2049年8月1日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
決議年月日	2020年6月24日	2020年6月24日	2020年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役 11名 (内取締役兼執行役 1名)	当社執行役 2名	当社子会社取締役 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 8,900株	普通株式 1,400株	普通株式 2,100株
付与日	2020年8月3日	2020年8月3日	2020年8月3日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年8月4日～ 2050年8月3日	2020年8月4日～ 2050年8月3日	2020年8月4日～ 2050年8月3日

会社名	提出会社
名称	第13回新株予約権
決議年月日	2020年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社海外子会社取締役等 4名
株式の種類及び付与数	普通株式 6,900株
付与日	2020年8月3日
権利確定条件	当社の子会社の取締役等又は 従業員の地位にあること。
対象勤務期間	2020年8月3日～ 2022年8月1日
権利行使期間	2022年8月1日～ 2052年7月31日

(注) 当社株式は2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2011年6月28日	2012年6月27日	2014年6月26日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	216,000	28,000	40,000
権利確定	-	-	-
権利行使	44,000	12,000	4,000
失効	-	-	-
未行使残	172,000	16,000	36,000

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2016年6月27日	2016年6月27日	2018年6月26日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	13,800	2,200	2,100
権利確定	-	-	-
権利行使	1,200	-	-
失効	-	-	-
未行使残	12,600	2,200	2,100

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2019年6月27日	2019年6月27日	2019年6月27日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	12,400	2,000	3,300
権利確定	-	-	-
権利行使	300	-	-
失効	-	-	-
未行使残	12,100	2,000	3,300

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
決議年月日	2020年6月24日	2020年6月24日	2020年6月24日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	8,900	1,400	2,100
失効	-	-	-
権利確定	8,900	1,400	2,100
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	8,900	1,400	2,100
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	8,900	1,400	2,100

会社名	提出会社
名称	第13回新株予約権
決議年月日	2020年6月24日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	6,900
失効	-
権利確定	-
未確定残	6,900
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 当社株式は2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2011年6月28日	2012年6月27日	2014年6月26日
権利行使価格(円)	525	675	925
行使時平均株価(円)	6,541	5,150	6,960
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2016年6月27日	2016年6月27日	2018年6月26日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	5,340	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	1,310	1,310	2,486

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2019年6月27日	2019年6月27日	2019年6月27日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	5,340	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	3,547	3,547	3,547

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
決議年月日	2020年6月24日	2020年6月24日	2020年6月24日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	4,916	4,916	4,916

会社名	提出会社
名称	第13回新株予約権
決議年月日	2020年6月24日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	4,865

(注) 当社株式は2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

第10回～第12回新株予約権の付与日における公正な評価単価 (4,916円)

株価変動性 (注) 1	38.271%
予想残存期間 (注) 2	15.0年
予想配当 (注) 3	28円/株
無リスク利率 (注) 4	0.246%

(注) 1. 過去5.1年(2015年6月25日から2020年8月3日まで)の株価実績に基づき算定しました。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 2020年3月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に近似する期間に対応する長期国債の利回りであります。

第13回新株予約権の付与日における公正な評価単価 (4,865円)

株価変動性 (注) 1	38.271%
予想残存期間 (注) 2	17.0年
予想配当 (注) 3	28円/株
無リスク利率 (注) 4	0.318%

(注) 1. 過去5.1年(2015年6月25日から2020年8月3日まで)の株価実績に基づき算定しました。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 2020年3月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に近似する期間に対応する長期国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	1,328百万円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	342百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金等(注)	1,759 百万円	1,740 百万円
賞与引当金	461 百万円	521 百万円
ポイント引当金	20 百万円	8 百万円
未払法定福利費	68 百万円	77 百万円
未払事業税	126 百万円	144 百万円
棚卸資産の未実現利益	416 百万円	959 百万円
退職給付に係る負債	116 百万円	170 百万円
長期未払金	157 百万円	189 百万円
資産除去債務	91 百万円	133 百万円
減損損失	234 百万円	292 百万円
その他	393 百万円	556 百万円
繰延税金負債との相殺	185 百万円	278 百万円
繰延税金資産小計	3,660 百万円	4,515 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	1,744 百万円	1,676 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	661 百万円	775 百万円
評価性引当額小計	2,406 百万円	2,452 百万円
繰延税金資産合計	1,254 百万円	2,063 百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	18 百万円	48 百万円
固定資産加速度償却	28 百万円	24 百万円
圧縮積立金	65 百万円	48 百万円
無形固定資産	368 百万円	346 百万円
子会社の留保利益	15 百万円	222 百万円
その他	28 百万円	37 百万円
繰延税金資産との相殺	185 百万円	278 百万円
繰延税金負債合計	339 百万円	450 百万円
繰延税金資産純額	915 百万円	1,613 百万円

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「繰延税金負債」の「その他」に含めていた「子会社の留保利益」は、重要性が増したため、当連結会計年度から独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「繰延税金負債」に表示していた「その他」 44百万円は、「子会社の留保利益」 15百万円及び「その他」 28百万円として組み替えております。

(注) 税務上の繰越欠損金等及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金等(a)	1	1	6	27	13	1,708	1,759百万円
評価性引当額	1	1	6	27	13	1,694	1,744百万円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	14	14百万円

(a) 税務上の繰越欠損金等は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金等(a)	1	20	43	19	36	1,617	1,740百万円
評価性引当額	1	20	43	19	36	1,554	1,676百万円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	63	63百万円

(a) 税務上の繰越欠損金等は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費・寄付金等永久に損金に算入されない項目	0.7%	1.0%
住民税均等割等	1.4%	1.1%
評価性引当額	0.3%	1.4%
のれん償却額	4.5%	2.7%
法人税額の特別控除	5.1%	4.3%
子会社欠損金	0.2%	1.7%
段階取得に係る差益	0.3%	1.8%
その他	3.9%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.1%	28.7%

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「その他」に含めていた「段階取得に係る差益」は、重要性が増したため、当連結会計年度から独立掲記しております。また、前連結会計年度において、独立掲記していた「持分法による投資損失」は重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から「その他」に含めております。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、表示していた「その他」2.1%及び「持分法による投資損失」1.5%は、「段階取得に係る差益」0.3%及び「その他」3.9%として組み替えております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 板橋貿易株式会社

事業の内容 医療用機械器具の販売及び輸出入事業、コンサルティング事業
農水産物の販売並びに輸出入事業

企業結合を行った主な理由

当社では、中国におけるオルソケラトロジーレンズ事業として、子会社である株式会社アルファコーポレーションの「アルファオルソK」レンズや自社製ケア用品の販売を展開しております。今回の板橋貿易株式会社の子会社化により、今後は板橋貿易株式会社の中国の子会社で医療機器の販売会社である大連板橋医療器械有限公司の営業並びに技術支援部門を通じて、更にこの分野の強化を図って参ります。また、今後成長著しい中国市場への本格進出により、コンタクトレンズ及び関連製品等の更なる事業拡大を見込むと同時に、当社における海外事業拡大を加速させてまいります。

企業結合日

2021年1月8日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 14%

企業結合日に追加取得した議決権比率 86%

取得後の議決権比率 100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含んでおりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合直前に保有していた板橋貿易株式会社の企業結合日における時価	569百万円
	追加取得に伴い支出した現金	3,500百万円
取得原価		4,069百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 51百万円

(5) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 481百万円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

2,255百万円

なお、上記の金額は、企業結合日以後、決算日までの期間が短く、企業結合日時点の識別可能資産及び負債の特定及び時価の見積りが未了であるため、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算定された金額であります。

発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	3,633百万円
固定資産	1,102百万円
資産合計	4,736百万円
流動負債	2,353百万円
固定負債	566百万円
負債合計	2,919百万円

(8) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針

被取得企業グループの特定事業年度における業績達成度に応じて支払う契約となっております。取得対価の追加支払が発生した場合には、取得時に支払ったものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

(9) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	6,571百万円
営業利益	509百万円
経常利益	549百万円
税金等調整前当期純利益	533百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	201百万円
1株当たり当期純利益	5.34円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定し、内部取引消去の調整を加えて算定された売上高及び損益情報と取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。また、企業結合時に認識したのれんが当連結会計年度開始の日に発生したものととしてその償却額を算定し、概算額に含めております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの報告セグメントは、製品及びサービスの類似性及び重要性を勘案し、「コンタクトレンズ関連事業」としております。

「コンタクトレンズ関連事業」は、コンタクトレンズ及びケア用品、その関連商品を生産・販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部利益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	コンタクトレンズ関連事業		
売上高			
外部顧客への売上高	82,904	1,614	84,519
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-
計	82,904	1,614	84,519
セグメント利益又は損失()	11,606	494	11,112
セグメント資産	73,631	1,454	75,086
その他の項目			
減価償却費	4,295	19	4,315
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	9,629	37	9,667

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、新規事業を含んでおります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	コンタクトレンズ関連事業		
売上高			
外部顧客への売上高	84,529	1,680	86,209
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-
計	84,529	1,680	86,209
セグメント利益又は損失()	12,609	524	12,085
セグメント資産	91,517	3,070	94,588
その他の項目			
減価償却費	5,102	22	5,125
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	12,433	38	12,472

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、新規事業を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	82,904	84,529
「その他」の区分の売上高	1,614	1,680
セグメント間取引消去	-	-
連結財務諸表の売上高	84,519	86,209

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	11,606	12,609
「その他」の区分の利益	494	524
全社費用(注)	4,078	3,978
連結財務諸表の営業利益	7,033	8,106

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	73,631	91,517
「その他」の区分の資産	1,454	3,070
全社資産(注)	12,200	32,142
連結財務諸表の資産合計	87,286	126,731

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金と本社建物であります。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	4,295	5,102	19	22	171	160	4,486	5,286
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	9,629	12,433	37	38	324	254	9,991	12,726

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社の設備投資額であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	コンタクトレンズ・ ケア商品	メルスプラン	その他	合計
外部顧客への売上高	39,555	42,806	2,157	84,519

(注) 「その他」の金額は新規事業を含んでおります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

日本	欧州	北米	アジア	その他	合計
74,828	6,615	1,231	1,481	362	84,519

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	欧州	北米	アジア	その他	合計
26,449	3,917	30	4,273	1	34,672

(注) 有形固定資産の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	コンタクトレンズ・ ケア商品	メルスプラン	その他	合計
外部顧客への売上高	40,181	43,850	2,177	86,209

(注) 「その他」の金額は新規事業を含んでおります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

日本	欧州	北米	アジア	その他	合計
76,073	8,177	744	748	466	86,209

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	欧州	北米	アジア	その他	合計
29,843	4,708	-	4,732	16	39,301

(注) 有形固定資産の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	全社・消去	合計
	コンタクトレンズ関連事業			
減損損失	113	-	-	113

(注) 「その他」の金額は新規事業に係るものであります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	全社・消去	合計
	コンタクトレンズ関連事業			
減損損失	340	-	-	340

(注) 「その他」の金額は新規事業に係るものであります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	全社・消去	合計
	コンタクトレンズ関連事業			
当期償却額	935	-	-	935
当期末残高	2,437	-	-	2,437

(注) 「その他」の金額は新規事業に係るものであります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	全社・消去	合計
	コンタクトレンズ関連事業			
当期償却額	742	-	-	742
当期末残高	4,878	-	-	4,878

(注) 「その他」の金額は新規事業に係るものであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注5)	科目	期末残高 (百万円) (注5)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	カトー機械㈱	愛知県 名古屋市 中区	10	卸売業	なし	生産資材物及び設備等の購入取引 役員の兼任 なし	生産資材物等の購入、 修繕作業等 (注1)	22	支払手形及び買掛金	9
							設備等の購入 (注1)	1,144	未払金	205
									その他流動負債	331
役員及びその近親者	田中恭一			当社創業者 最高経営顧問	(被所有) 直接 0.10	顧問契約	顧問料 (注2)	20		
役員	ステファン・ドナルド・ニューマン			当社執行役	なし	資産譲渡契約の締結	ロイヤリティ (注3)	36	その他流動負債	9
役員	田中英成			当社取締役 兼代表執行役	(被所有) 直接 2.17		ストック・オプションの権利行使 (注4)	18		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額は、提示された価格に基づき価格交渉を行う場合や複数社からの見積もりを入手する場合があります。市場の実勢価格を勘案して決定しております。また、その他の取引条件については、一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 当社創業者としての経営全般のサポート及びアドバイスでの関与に基づき顧問料を決めております。
3. ロイヤリティについては、契約締結時に、双方協議の上決定しております。
4. 2014年6月26日開催の株主総会決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
5. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注5)	科目	期末残高 (百万円) (注5)
役員及び その近親者が 議決権の過半 数を所有して いる会社等	カトー機械(株)	愛知県 名古屋市 中区	10百万円	卸売業	なし	修繕及び設 備等の購入 取引 役員の兼任 なし	修繕、消耗 品の購入等 (注1)	15	支払手形 及び買掛 金	6
							設備等の購 入 (注1)	1,020	未払金	57
									その他 流動負債	333
役員及び その近親者が 議決権の過半 数を所有して いる会社等	Nexus Vita Pte Ltd	シンガポ ール	500千 米ドル	アプリケー ションの開 発	なし	ロイヤリ ティの受取 役員の兼任 なし	ロイヤリ ティ (注2)	15		
役員及び その近親者	田中恭一			当社創業者 最高経営顧 問	(被所有) 直接 0.10	顧問契約	顧問料 (注3)	20		
役員	ステファン・ ドナルド・ ニューマン			当社執行役	なし	資産譲渡契 約の締結	ロイヤリ ティ (注4)	36	その他 流動負債	9

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額は、提示された価格に基づき価格交渉を行う場合や複数社からの見積もりを入手する場合があります、市場の実勢価格を勘案して決定しております。また、その他の取引条件については、一般的取引条件と同様に決定しております。
2. ロイヤリティについては、一般的取引条件と同様に決定しております。
3. 当社創業者としての経営全般のサポート及びアドバイスでの関与に基づき顧問料を決めております。
4. ロイヤリティについては、契約締結時に、双方協議の上決定しております。
5. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	1,414円80銭	1,565円10銭
1株当たり当期純利益	112円25銭	157円67銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	106円95銭	154円46銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,060	5,952
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	4,060	5,952
普通株式の期中平均株式数(株)	36,178,168	37,750,801
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	3	4
普通株式増加数(株)	1,825,550	811,902
(うち転換社債型新株予約権付社債(株))	(1,480,515)	(527,738)
(うち新株予約権(株))	(345,035)	(284,164)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	-	-

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	53,520	60,985
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	143	1,840
(うち新株予約権(百万円))	(88)	(1,790)
(うち非支配株主持分(百万円))	(53)	(49)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	53,377	59,144
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通 株式の数(株)	37,728,108	37,789,568

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)メニコン	第18回無担保社債	2014年1月31日	200	- (-)	0.59	なし	2021年1月29日
(株)メニコン	第19回無担保社債	2014年1月31日	200	- (-)	0.69	なし	2021年1月29日
(株)メニコン	第20回無担保社債	2014年6月20日	337	112 (112)	0.54	なし	2021年6月18日
(株)メニコン	第21回無担保社債	2014年6月30日	270	90 (90)	0.61	なし	2021年6月30日
(株)メニコン	第22回無担保社債	2016年9月26日	700	500 (200)	0.17	なし	2023年9月26日
(株)メニコン	第23回無担保社債	2016年12月28日	1,840	1,380 (460)	0.33	なし	2023年11月30日
(株)メニコン	第24回無担保社債	2019年10月30日	1,000	1,000 (166)	0.03	なし	2026年10月30日
(株)メニコン	第25回無担保社債	2019年11月8日	1,000	1,000 (-)	0.28	なし	2026年11月6日
(株)メニコン	2025年満期ユーロ 円建転換社債型新 株予約権付社債	2021年1月29日	-	22,868 (-)	0.00	なし	2025年1月29日
合計	-	-	5,547	26,950 (1,029)	-	-	-

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき 株式の内容	新株予約権の 発行価額	株式の 発行価格 (円)	発行価額 の総額 (百万円)	新株予約権の行 使により発行し た株式の発行価 額の総額 (百万円)	新株予約権の 付与割合 (%)	新株予約権の 行使期間	代用払込みに 関する事項
(株)メニコン 普通株式	無償	7,403	24,495	-	100	自 2021年 2月12日 至 2025年 1月15日	(注)

(注) 新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。

3. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
1,029	826	726	23,034	166

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	77	258	0.43	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,798	1,583	0.41	-
1年以内に返済予定のリース債務	720	2,096	1.02	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,692	8,278	0.39	2022年9月30日～ 2030年7月19日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,594	6,139	1.14	2022年4月11日～ 2056年4月1日
其他有利子負債	-	-	-	-
合計	7,882	18,356	-	-

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,654	1,250	1,102	969
リース債務	1,855	1,041	969	931

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	19,768	41,521	63,421	86,209
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,098	4,686	7,146	8,353
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,387	3,196	4,918	5,952
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	36.78	84.70	130.33	157.67

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	36.78	47.92	45.63	27.35

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,509	27,056
受取手形	52	36
売掛金	1 6,899	1 7,218
商品	1,982	2,059
製品	6,899	6,759
原材料	137	130
仕掛品	491	948
貯蔵品	672	763
その他	1 804	1 1,278
貸倒引当金	60	40
流動資産合計	25,390	46,211
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,041	7,646
構築物	105	93
機械及び装置	4,174	4,008
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	530	708
土地	4,215	4,205
リース資産	122	1,864
建設仮勘定	5,340	5,981
有形固定資産合計	21,531	24,508
無形固定資産		
のれん	85	87
特許権	3	2
ソフトウェア	1,061	2,474
電話加入権	37	-
その他	856	546
無形固定資産合計	2,044	3,111
投資その他の資産		
投資有価証券	263	240
関係会社株式	29,453	36,188
出資金	3	3
長期貸付金	1 692	1 560
長期前払費用	68	333
繰延税金資産	667	683
差入保証金	608	615
その他	162	176
貸倒引当金	1	1
投資その他の資産合計	31,916	38,799
固定資産合計	55,492	66,418
資産合計	80,882	112,630

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	1 1,146	1 1,217
買掛金	1 2,387	1 1,733
短期借入金	1 4,000	1 4,000
1年内償還予定の社債	1,465	1,029
1年内返済予定の長期借入金	1,530	1,388
リース債務	41	323
ポイント引当金	-	12
未払金	1 4,290	1 4,851
未払費用	1 266	1 310
未払法人税等	896	924
未払消費税等	336	352
預り金	81	69
賞与引当金	982	1,106
設備関係支払手形	3,035	1,134
その他	72	82
流動負債合計	20,534	18,538
固定負債		
社債	4,082	3,053
転換社債型新株予約権付社債	-	22,868
リース債務	53	1,533
長期未払金	477	477
長期借入金	1,437	8,048
長期預り保証金	3	11
資産除去債務	69	66
固定負債合計	6,124	36,058
負債合計	26,658	54,596
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,396	5,414
新株式申込証拠金	4 1	-
資本剰余金		
資本準備金	4,569	4,588
その他資本剰余金	2,088	2,088
資本剰余金合計	6,658	6,677
利益剰余金		
利益準備金	246	246
その他利益剰余金		
圧縮積立金	147	110
別途積立金	24,733	24,733
繰越利益剰余金	17,399	19,461
利益剰余金合計	42,527	44,552
自己株式	441	442
株主資本合計	54,141	56,202
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6	40
評価・換算差額等合計	6	40
新株予約権	88	1,790
純資産合計	54,224	58,033
負債純資産合計	80,882	112,630

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)		当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)	
売上高	2	58,999	2	59,720
売上原価	2	30,145	2	30,990
売上総利益		28,853		28,730
販売費及び一般管理費	1, 2	23,467	1, 2	23,395
営業利益		5,386		5,335
営業外収益				
受取利息	2	8	2	4
受取配当金		8		8
受取賃貸料	2	29	2	24
為替差益		-		7
事務受託収入	2	86	2	119
その他	2	163	2	182
営業外収益合計		296		347
営業外費用				
支払利息	2	62	2	100
金融支払手数料		23		18
賃貸収入原価		5		5
為替差損		47		-
社債発行費		23		49
事務受託原価		24		71
その他	2	204	2	162
営業外費用合計		391		407
経常利益		5,292		5,274
特別利益				
固定資産売却益	3	0	3	0
投資有価証券売却益		-		0
補助金収入		15		10
特別利益合計		16		10
特別損失				
固定資産売却損	4	64	4	92
固定資産除却損	5	73	5	93
関係会社株式評価損		400		540
その他		0		39
特別損失合計		538		766
税引前当期純利益		4,770		4,519
法人税、住民税及び事業税		1,545		1,473
法人税等調整額		70		35
法人税等合計		1,475		1,438
当期純利益		3,294		3,081

【売上原価明細書】

メルス売上原価の内容は、次の通りであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
メルス原価 (注1)	9,224百万円	9,270百万円
メルス支払手数料 (注2)	11,808百万円	12,067百万円
メルス販売原価 (注3)	1,627百万円	1,714百万円
合計	22,658百万円	23,051百万円

- (注) 1. メルス原価とは、メルスプランに係るコンタクトレンズに関する製品及び商品原価であります。
2. メルス支払手数料とは、メルスプラン会員の管理手数料であります。
3. メルス販売原価とは、メルスプランによる売上高に関わっている販売店従業員の人件費等であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金			利益剰余金	
			資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 圧縮積立金
当期首残高	3,379	-	2,553	-	2,553	246	208
当期変動額							
新株の発行	2,016		2,016		2,016		
新株式申込証拠金の 増減		1					
剰余金の配当							
圧縮積立金の取崩							60
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分				2,088	2,088		
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）							
当期変動額合計	2,016	1	2,016	2,088	4,104	-	60
当期末残高	5,396	1	4,569	2,088	6,658	246	147

	株主資本					評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計						
	別途積立金	繰越利益剰 余金							
当期首残高	24,733	15,030	40,219	2,414	43,737	34	34	38	43,811
当期変動額									
新株の発行					4,032				4,032
新株式申込証拠金の 増減					1				1
剰余金の配当		986	986		986				986
圧縮積立金の取崩		60	-		-				-
当期純利益		3,294	3,294		3,294				3,294
自己株式の取得				0	0				0
自己株式の処分				1,973	4,061				4,061
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						40	40	50	9
当期変動額合計	-	2,368	2,308	1,972	10,403	40	40	50	10,413
当期末残高	24,733	17,399	42,527	441	54,141	6	6	88	54,224

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金			利益剰余金	
			資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 圧縮積立金
当期首残高	5,396	1	4,569	2,088	6,658	246	147
当期変動額							
新株の発行	18		18		18		
新株式申込証拠金の 増減		1					
剰余金の配当							
圧縮積立金の取崩							37
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）							
当期変動額合計	18	1	18	-	18	-	37
当期末残高	5,414	-	4,588	2,088	6,677	246	110

	株主資本					評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計						
	別途積立金	繰越利益剰 余金							
当期首残高	24,733	17,399	42,527	441	54,141	6	6	88	54,224
当期変動額									
新株の発行					37				37
新株式申込証拠金の 増減					1				1
剰余金の配当		1,056	1,056		1,056				1,056
圧縮積立金の取崩		37	-		-				-
当期純利益		3,081	3,081		3,081				3,081
自己株式の取得				0	0				0
自己株式の処分					-				-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）						46	46	1,701	1,748
当期変動額合計	-	2,061	2,024	0	2,060	46	46	1,701	3,809
当期末残高	24,733	19,461	44,552	442	56,202	40	40	1,790	58,033

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(1) 商品・製品・仕掛品

総平均法

(2) 原材料

移動平均法

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 2～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) ポイント引当金

販売促進を目的としたポイント制度において、顧客に付与したポイントの将来の使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、先物為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象...外貨建予定取引、借入金の利息

(3) ヘッジ方針

デリバティブ管理規程に基づき為替相場の変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替変動による影響と相殺又は一定の範囲に限定する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 関係会社株式の評価損

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

	当事業年度
関係会社株式	36,188

会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は、市場価格のない関係会社株式の評価において、関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合に、関係会社の事業計画を勘案したうえで、関係会社株式の実質価額の回復可能性を判断しております。

関係会社の事業計画は、各社が属する市場環境等について一定の仮定をおいて策定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(損益計算書関係)

事務受託収入の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外収益のその他(前事業年度86百万円)として表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より事務受託収入(当事業年度119百万円)として表示しております。

また、事務受託原価の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外費用のその他(前事業年度24百万円)として表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より事務受託原価(当事業年度71百万円)として表示しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会経済活動に大きな影響を与える事象であり、当社の事業活動にも影響を及ぼしています。

現時点で収束時期やその影響額の程度を正確に予測することは困難な状況ですが、当社では翌事業年度の一定の期間にわたり新型コロナウイルス感染症の影響が継続するという一定の仮定を置いて、関係会社株式の評価損等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は不確実性が高いため、収束時期の遅れなど今後の状況の変化により判断を見直した結果、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各項目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	466百万円	1,646百万円
長期金銭債権	692百万円	560百万円
短期金銭債務	5,913百万円	5,986百万円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	18,500百万円	24,500百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	18,500百万円	24,500百万円

3 偶発債務

下記の会社の営業取引について、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
Menicon Singapore Pte. Ltd.	2,666百万円	2,278百万円

4 新株式申込証拠金は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式の発行数	2,000株	- 株
資本金増加の日	2020年4月1日	- 日
資本準備金に繰り入れる予定の金額	0百万円	- 百万円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与及び賞与	3,153百万円	3,198百万円
販売促進費	3,468百万円	3,411百万円
研究開発費	3,178百万円	3,185百万円
貸倒引当金繰入額	53百万円	29百万円
減価償却費	684百万円	728百万円
賞与引当金繰入額	484百万円	530百万円
事務委託費	2,666百万円	2,855百万円
退職給付費用	275百万円	218百万円
おおよその割合		
販売費	18.7%	18.0%
一般管理費	81.3%	82.0%

2 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	1,627百万円	1,337百万円
仕入高	10,152百万円	11,006百万円
販売費及び一般管理費	1,557百万円	1,708百万円
営業取引以外の取引高	274百万円	337百万円

3 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
機械及び装置	0百万円	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
計	0百万円	0百万円

同一物件の売却により発生した売却益と売却損は相殺して、損益計算書上では固定資産売却益として表示しております。

4 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	10百万円	- 百万円
構築物	0百万円	- 百万円
工具、器具及び備品	0百万円	- 百万円
土地	53百万円	4百万円
建設仮勘定	- 百万円	87百万円
計	64百万円	92百万円

同一物件の売却により発生した売却益と売却損は相殺して、損益計算書上では固定資産売却損として表示しております。

5 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	37百万円	22百万円
構築物	0百万円	- 百万円
機械及び装置	18百万円	0百万円
工具、器具及び備品	1百万円	6百万円
ソフトウェア	15百万円	26百万円
電話加入権	- 百万円	37百万円
計	73百万円	93百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	29,405	36,139
関連会社株式	48	48
合計	29,453	36,188

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	300百万円	338百万円
未払法定福利費	46百万円	53百万円
貸倒引当金	18百万円	12百万円
たな卸資産評価損	10百万円	16百万円
一括償却資産超過額	15百万円	8百万円
未払事業税	78百万円	76百万円
長期未払金	146百万円	146百万円
投資有価証券評価損	28百万円	18百万円
関係会社株式評価損	849百万円	959百万円
減損損失	186百万円	201百万円
資産除去債務	21百万円	20百万円
差入保証金償却額	26百万円	27百万円
減価償却超過額	35百万円	46百万円
株式報酬費用	27百万円	48百万円
その他有価証券評価差額金	2百万円	-百万円
その他	390百万円	542百万円
繰延税金資産小計	2,183百万円	2,517百万円
評価性引当額	1,437百万円	1,755百万円
繰延税金資産合計	745百万円	762百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-百万円	17百万円
圧縮積立金	65百万円	48百万円
有形固定資産	13百万円	12百万円
繰延税金負債合計	78百万円	78百万円
繰延税金資産純額	667百万円	683百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建物	13,563	1,074	120	441	14,517	6,870
	構築物	488	2	-	14	490	397
	機械及び装置	12,466	807	163	972	13,111	9,102
	車両運搬具	2	-	1	0	0	0
	工具、器具及び備品	4,159	635	229	450	4,565	3,857
	土地	4,215	-	10	-	4,205	-
	リース資産	816	1,927	621	169	2,123	258
	建設仮勘定	5,340	4,634	3,993	-	5,981	-
	計	41,052	9,082	5,139	2,048	44,995	20,487
無形 固定 資産	のれん	1,457	20	-	18	1,477	1,389
	特許権	60	-	55	0	5	2
	ソフトウェア	4,074	1,939	438	500	5,574	3,100
	電話加入権	37	-	37	-	-	-
	その他	902	733	1,029	13	606	59
	計	6,531	2,693	1,560	533	7,663	4,552

(注) 1. 当期首残高、当期増加額、当期減少額及び当期末残高は、取得価額を記載しています。

2. 固定資産の当期増加額の内容は次のとおりであります。

建物	総合研究所改修	490百万円	各務原工場_生産設備	379百万円
	直営店新設移転改修	109百万円		
機械及び装置	関工場_生産設備	425百万円	各務原工場_生産設備	328百万円
工具、器具及び備品	各務原工場_生産設備	298百万円	総合研究所_研究設備	129百万円
	直営店改修・備品	82百万円		
リース資産	各務原工場_生産設備	1,927百万円		
建設仮勘定	各務原工場_生産設備	2,332百万円	関工場_生産設備	1,088百万円
	技術研究所研究設備	184百万円	直営店新設・備品	68百万円
ソフトウェア	新POSシステム開発	462百万円	新物流システム開発	447百万円
	MENICOiN他開発	337百万円		
その他	VD開発	91百万円	Easyfit開発	74百万円

3. 固定資産の当期減少額の内容は次のとおりであります。

建物	直営店閉店移転改修	56百万円	総合研究所_研究設備	40百万円
機械及び装置	総合研究所_研究設備	80百万円	技術研究所研究設備	73百万円
工具、器具及び備品	総合研究所_研究設備	125百万円	技術研究所研究設備	33百万円
リース資産	関工場_生産設備買取	621百万円		
ソフトウェア	SAPグローバル開発	185百万円	物流システム(旧)	179百万円

4. 建設仮勘定の当期減少額の金額は、本勘定への振り替え等であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	61	29	49	42
賞与引当金	982	1,106	982	1,106
ポイント引当金	-	12	-	12

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは以下のとおりであります。 公告掲載URL https://www.menicon.co.jp/
株主に対する特典	毎年3月末現在の株主名簿に記載又は記録された1単元(100株)以上を保有されている株主様に対し、以下の株主優待を実施いたします。 A～Jの以下商品より1つを選択 A．メニコン優待券 8,000円分 B．O ₂ ケア アミノソラ 12本 C．エピカ アクアモア 12本 D．めにサプリ ビルベリー+M 3パック E．勝負目エステ 4回分 F．ペロワン 3本 G．目留寿家のお茶 2缶 H．新潟県「トキ保護募金」へ寄付 8,000円分 I．「動物愛護委員会」へ寄付 8,000円分 J．新潟県「トキ保護募金」及び「動物愛護委員会」へ寄付 各4,000円分 メルスプラン入会特典が受けられるチケット

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第63期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第64期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月11日関東財務局長に提出。

第64期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月10日関東財務局長に提出。

第64期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2020年6月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書

2021年1月13日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(4) 2021年1月13日提出の臨時報告書の訂正報告書) 2021年1月14日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月22日

株式会社メニコン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 正 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成 哲

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メニコンの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メニコン及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2021年3月31日現在、連結貸借対照表上、のれんを4,878百万円計上している。</p> <p>注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項(8)のれんの償却方法及び償却期間及び注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は、企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業活動によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及び期間にわたって、定額法により定期的に償却している。減損の兆候があると判断したのれんについて、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、のれんを含む帳簿価額について減損損失の認識の判断を行っている。割引前将来キャッシュ・フローは、経営者によって承認された3か年の中期経営計画を基礎とし、3か年の計画後は、将来の不確実性を考慮した売上成長率等を用いて算定された数値を基礎として見積もっている。</p> <p>のれんの評価における主要な仮定は、割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる中期経営計画の策定に当たって採用された販売計画及びその後の期間の売上成長率等である。</p> <p>これらの仮定を反映した割引前将来キャッシュ・フローの見積りは長期にわたり、また、販売計画及び売上成長率等は主として市場の状況といった外部要因により影響を受けるため、不確実性及び経営者の主観的な判断の程度が高い。</p> <p>以上を踏まえ、当監査法人は、のれんの評価に関する判断が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価の検討に当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ のれんの減損の兆候に関する経営者の判断を評価するため、取得時に見込んだ超過収益力の毀損の有無及び将来計画と実績との乖離状況並びに外部の経営環境の変化等について経営管理者等と協議した。 ・ のれんの減損の認識の判定に利用される割引前将来キャッシュ・フローについては、その基礎となる執行役会によって承認された次年度の予算及び中期経営計画との整合性を検証した。 ・ 経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における予算及び中期経営計画と実績を比較した。 ・ 主要な仮定である中期経営計画の策定に当たって採用された販売計画及びその後の期間の売上成長率等を評価するために、経営管理者等と議論するとともに、市場予測及び利用可能な外部データとの比較、並びに過去実績からの趨勢分析を実施した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メニコンの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社メニコンが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月22日

株式会社メニコン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 橋 正 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成 哲

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メニコンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メニコンの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2021年3月31日現在、貸借対照表上、関係会社株式を36,188百万円計上している。</p> <p>注記事項（重要な会計方針）1.有価証券の評価基準及び評価方法及び注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は市場価格のない関係会社株式の評価において、関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合に、関係会社の事業計画を勘案した上で、関係会社株式の実質価額の回復可能性を判断し、回復可能性が認められない場合には、相当の減額を行い、当事業年度の損失として処理している。</p> <p>関係会社株式の一部には超過収益力を反映して取得したものが含まれており、会社は当該投資の評価に当たり、超過収益力を反映した価額で減損判定の基礎となる実質価額を算定している。</p> <p>関係会社株式は、貸借対照表において総資産の32.1%を占める上、超過収益力の算定には見積りの不確実性や経営者の主観的な判断を伴う。</p> <p>以上を踏まえ、当監査法人は、当該関係会社株式の評価に関する判断が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価の検討に当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係会社株式の評価に関する経営者の判断を評価するため、当該株式の取得時に見込んだ超過収益力の毀損の有無及び将来計画と実績との乖離状況、並びに外部の経営環境の変化等について経営管理者等と協議した。 ・ 各関係会社の直近の財務諸表を基礎とした実質価額、若しくは超過収益力を反映させた実質価額と取得原価との比較を実施した。 ・ 超過収益力を反映した実質価額の算定については、その基礎となる執行役会によって承認された次年度の予算及び中期経営計画との整合性を検証した。 ・ 経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における予算及び中期経営計画と実績を比較した。 ・ 中期経営計画の策定にあたって採用された販売計画及びその後の期間の売上成長率等を評価するために、経営管理者等と議論するとともに、市場予測及び利用可能な外部データとの比較、並びに過去実績からの趨勢分析を実施した。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。